

2024年4月～2025年3月申込み用

ふじさわ 認可保育施設申込ナビ



ふじキュン♡

冊子の内容は随時変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【発行元(お問合せ先)】

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所 保育課 入園担当
TEL 0466-50-3526(直通)

受付時間

平日 午前8:30～午後5:00
(土日祝日は受付を行っておりません)



目次

❖ 保育施設のクラス年齢・保育の必要性の認定について	… 1
❖ 利用者負担額(保育料)の決定方法	… 3
❖ 幼児教育・保育の無償化について	… 5
❖ 利用者負担額(保育料)表	… 6
❖ 利用調整の対象となる保育施設	… 7
❖ 認可保育施設利用申込みについて	… 8
❖ 申込みから入所までの流れ	… 11
❖ 利用申込みに必要な書類	… 13
❖ 提出書類の注意事項	… 14
❖ 利用申込みに関する注意事項	… 16
❖ 藤沢市保育施設入所選考基準	… 19
❖ 内定後・入所後の注意事項	… 21
❖ よくある質問	… 22
❖ 特別保育について(一時預かり、休日保育、病児・病後児保育)	… 23
❖ 認可保育施設マップ	… 25
❖ 認可保育施設基本情報	… 28
❖ 保育コンシェルジュについて／二次元コード集	… 34
❖ 申込書類の記入例	… 35
教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書	… 35
保育施設利用申込みの児童調査書	… 39
令和6年度保育施設利用申込受理通知	… 41
❖ 申込書類チェックリスト	… 42

保育施設のクラス年齢・保育の必要性の認定について

保育施設を利用するにあたり、住民登録をしている市区町村から必ず「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。さらに、保護者の就労時間などに応じて、「保育の必要量」を決定し、「クラス年齢」に応じて入所調整や実際の保育が行われます。

保育施設のクラス年齢

保育施設のクラスは4月1日現在の年齢で決まります。年度内に児童が誕生日をむかえた場合でも、クラスは変わりません。

令和6年度のクラス年齢(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

0歳児クラス	令和 5年(2023年)4月2日以降生まれの児童
1歳児クラス	令和 4年(2022年)4月2日 ～ 令和 5年(2023年)4月1日生まれの児童
2歳児クラス	令和 3年(2021年)4月2日 ～ 令和 4年(2022年)4月1日生まれの児童
3歳児クラス	令和 2年(2020年)4月2日 ～ 令和 3年(2021年)4月1日生まれの児童
4歳児クラス	平成31年(2019年)4月2日 ～ 令和 2年(2020年)4月1日生まれの児童
5歳児クラス	平成30年(2018年)4月2日 ～ 平成31年(2019年)4月1日生まれの児童

保育の必要性の認定基準

保育施設又は認定こども園(保育利用)を利用する場合には、子どものための教育・保育給付において、保育の必要性の認定(給付認定)を受ける必要があります。年齢により、2号又は3号の認定証が交付されます。

なお、企業主導型(地域枠利用)についても、2号認定・3号認定を受けることが可能です。幼稚園又は私設保育施設(認可外保育施設)等を利用する場合の認定の詳細につきましては、保育課幼児教育担当へお問い合わせください。

認定区分	年齢	利用できる施設・事業
1号認定(教育標準時間)	3～5歳	幼稚園、認定こども園(教育利用)
2号認定(保育認定)	3～5歳	認可保育施設、認定こども園(保育利用)
3号認定(保育認定)	0～2歳	認可保育施設、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等

保育の必要性が認定されるためには保護者(原則父・母)が次のいずれかに該当する事が必要です。

① 家庭外・家庭内就労

保護者が仕事をするため、その児童の保育ができない場合
就労基準：月64時間以上(通勤時間・休憩時間を除いた、雇用契約上の就労時間)の就労

② 妊娠、出産

母親が出産の前後の期間、その児童の保育ができない場合
出産前後の期間：出産予定日の前6週目の日が入る月の初日から、出産日の後8週目の日が入る月末まで

③ 保護者の疾病又は障がい

疾病や負傷、又は精神や身体に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合

④ 親族の介護・看護

長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時その介護・看護にあっており、児童の保育ができない場合(①に示す「就労基準」に準じた時間、日数を超えることが認定の条件)

⑤ 災害復旧に従事

震災、風水害、火災その他の災害の復旧の間、児童の保育ができない場合

⑥ 求職活動

保護者が求職活動中(起業準備を含む)の場合
入所後2ヶ月以内に①の就労基準を満たす就労が確認できない場合には、保育施設の利用ができなくなります。

⑦ 就学

保護者が就学(高等学校、大学、大学院、専門学校、職業訓練校等)のため、児童の保育ができない場合(①に示す「就労基準」に準じた時間、日数を超えることが認定の条件)

⑧ その他

その他市長が必要と認める場合

保育の必要量

保育の必要性が認定された場合、さらに保護者の就労時間等に応じて保育の必要量が認定されます。保育の必要量の認定区分により利用できる保育時間が決まります。**※実際の保育時間は施設長が決定します。**

■保育標準時間認定

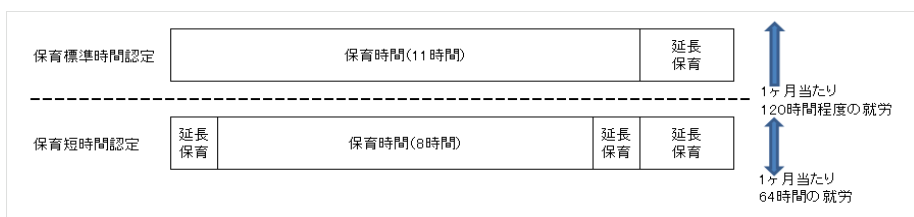
月の就労(就学)時間 120 時間以上が対象。1 日最大 11 時間保育(7:00~18:00)

■保育短時間認定

月の就労(就学)時間 64 時間以上 120 時間未満が対象。1 日最大 8 時間保育
藤沢市内の保育短時間認定の保育時間は8:30~16:30となります。

※就労(就学)時間とは、休憩時間・通勤(通学)時間を除いた雇用契約上の就労時間(カリキュラム上の就学時間)を指します。
※就労・就学以外の要件での利用についても、必要時間に応じて認定を行います。

例)保育時間イメージ



1 日の保育時間を超える場合は延長保育となります。また利用できる保育時間は保育施設の預かり時間内です。また、保育の必要量の認定につきましては、就労等の時間が 120 時間を基準として変わりますが、次のような場合は、**例外として保育標準時間認定**となります。

- (例 1)月の就労時間が 120 時間未満だが、実働時間が恒常的に 13 時から 18 時までである(シフト勤務を含む)
→保育短時間認定になると常に延長(時間外)保育を利用しなければならないため、保育標準時間認定となります。
- (例 2)月の就労時間が 120 時間未満だが、通勤時間等により保育ができない時間が 8 時間以上ある。
→保育短時間認定になると常に延長(時間外)保育を利用しなければならないため、保育標準時間認定となります。

延長(時間外)保育

上記の標準時間・短時間の保育時間を超過しての保育を延長保育(特別延長保育・時間外保育)といいます。延長保育を利用する場合は、通常の保育料とは別に延長保育料をお支払いいただきます。

公立保育施設の延長保育料については次の表のとおりですが、**その他の保育施設(法人立保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園)の金額については施設ごとに異なりますので、保育施設へお問い合わせください。**

《公立保育園の場合》保育料の階層(P6)により、金額が異なります。

	標準時間	短時間
延長保育の対象時間	18:00~19:00	7:00~8:30、16:30~18:00
延長保育料 ※公立についてはP3に記載の第2子以降に該当する場合、延長保育は半額となります。	A~B階層：0円、C1~C3階層：1,000円 C4~C7階層：2,000円、C8~C9階層：3,000円 C10階層以上：4,000円	A~B階層：0円、C1~C3階層：100円 C4~C7階層：200円、C8~C9階層：300円 C10階層以上：400円

※公立保育園以外(法人立保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園)については、保育施設へ直接お問い合わせください。

利用者負担額(保育料)の決定方法

保育料については、内定後、世帯構成や課税金額等を調査した上で算定し、入所前月未付で保護者宛に保育料を決定・通知します。
そのため、申込中や内定中など、入所前に保育料の金額についてお問い合わせをいただいてもお答えすることはできません。
おおよその保育料を把握したい場合は、ご自身で課税金額などをお調べの上、P6に掲載の表を基にご確認いただきますようお願いいたします。



基本事項

保育料は、児童の父母(又は祖父母)を算定対象とし、市区町村民税の所得割額の合算金額をもとに、P6の表に基づいて決定します。

なお、標準時間・短時間保育認定の保育時間を超過しての保育を希望する場合は、延長保育となります。延長保育料は無償化の対象となりません。金額も施設により異なりますのでご注意ください。(公立についてはP2のとおり)

0歳児～2歳児クラス

■決定方法・決定時期

保育料は父母にかかる市区町村民税の所得割額の合算で決定します。また、父母ともに非課税の場合は、同居している祖父母を算定対象者として保育料額を決定します。算定対象者が全員非課税の場合、保育料は無償です。

利用者負担(保育料)の決定時期は4月と9月の2回です。

- 令和6年4月～8月分 …令和5年度(2022年収入分)の市区町村民税額で算定
 - 令和6年9月～令和7年3月分 …令和6年度(2023年収入分)の市区町村民税額で算定
- 各月1日時点の保育必要量(標準時間又は短時間)で保育料が決定します。

なお、税額に変更があった場合の遡及適用は、年度内に限ります。

《算定の対象の期間中に海外勤務等によって日本での課税がない方》

就労先の証明もしくは申告に基づき、年間所得を算出して市民税の所得割額の類推算定を行います(対象期間中の海外収入又は所得の分かる資料をご提出いただきます)。

《課税情報がない方(未申告の方)》

未申告の場合(年末調整・確定申告・市民税申告等をしておらず、かつ扶養に入っていない場合)は市民税申告が必要です。決定時期に課税情報が不明な場合は、保育料が最高階層で算定されることがありますので、必ず課税情報をご確認ください。

■控除の取り扱いについて

市区町村民税は、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等を適用せずに算定します。

■第2子以降の算定

保育料の算定においては、同一世帯から複数の就学前児童が認可保育施設等に在園している場合、次の基準に基づいて「第1子」「第2子」等と定めます。P6の表に基づいて、第1子の場合は満額、第2子の場合は半額、第3子の場合は0円で算定されます。申込児童のきょうだいがある施設(認可保育施設以外)を利用している場合は、保育証明書を必ずご提出ください。

世帯の状況	第2子以降の算定対象
世帯年収が合計360万円以上等の世帯で、下記項目に該当しない世帯	上のきょうだいが認可保育施設、学校教育法に規定する幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童心理治療施設又は児童発達支援・医療型児童発達支援等を利用している場合 次の場合は第2子以降の料金算定の対象外です <ul style="list-style-type: none">・私設保育施設(藤沢型認定保育施設を含む認可外保育施設)・幼児教育施設・すでに就学しているお子様(小学校・中学校等)
◆市区町村民税額所得割額の合算が57,700円未満の世帯(世帯年収が合計360万円未満の世帯等) ◆同所得割額が77,101円未満のひとり親・障がい者・生活保護受給世帯	原則、利用している施設や年齢に限らず「第1子」、「第2子」、「第3子以降」として数える

3歳児～5歳児クラス

保育料は無償です。無償の期間は、3歳児クラスになった4月1日から小学校入学前までの間です。詳細はP5をご確認ください。なお、決定時期は保育料と同様です。

■給食食材料費について

給食食材料費(主食費・副食費)については、無償化の対象とはなりません。施設ごとに設定した金額を、利用施設へお支払いください。

■副食費の免除

副食費に限り、市区町村民税の所得割額の合算が、父母共働き等にあつては57,700円未満の世帯、ひとり親世帯・障がい者世帯等にあつては77,101円未満の世帯については、免除の対象となります。また、所得等にかかわらず、第3子で数えられる児童についても免除の対象となります。

保育料のきょうだいの考え方の例

保護者	子ども①	子ども②	子ども③	子ども④
父母世帯 (市区町村民税額所得割額の合算が57,700円未満の世帯)	認可保育施設 5歳児クラス →第1子として計算 (満額徴収)だが、無償化対象のため0円	認可保育施設 2歳児クラス →第2子として計算 (半額徴収)	認可保育施設 0歳児クラス →第3子として計算 (0円)	
父母世帯 (年収が合計360万円以上)	中学生	認可保育施設 5歳児クラス →第1子として計算 (満額徴収)だが、無償化対象のため0円	幼児教育施設 3歳児クラス	認可保育施設 1歳児クラス →第2子として計算 (半額徴収)
ひとり親世帯 (世帯年収が合計360万円未満の世帯) (同所得割額が77,101円未満のひとり親・障がい者・生活保護受給世帯)	中学生 →第1子としてカウント	施設利用なし 3歳児クラスに該当する年齢 →第2子としてカウント	認可保育施設 2歳児クラス →第3子として計算 (0円)	認可保育施設 1歳児クラス →第4子として計算 (0円)

※上記に加え、給食食材料費や延長保育料などは別途かかります。

支払い方法

保育料は原則口座振替でのお支払いになります。振替日は毎月末日です(振替日が土日祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります)。

内定後速やかに口座登録のご準備をお願いいたします。口座登録のない方につきましては、毎月納付書を郵送いたしますので、期限までにお支払いください。

次の料金は、保育施設で指定された方法でのお支払いとなりますので、入所時に保育施設にご確認ください。

- ・法人立保育施設の延長保育料
- ・法人立保育施設又は認定こども園の3歳クラス以上の給食食材料費
- ・小規模保育事業、家庭的保育事業の保育料(金額は市が算定します)
- ・その他諸経費(教材費、バス利用料など)

金融機関で保育料の口座登録をすること、保育施設で諸経費の口座登録をすることは全く別のお手続きですので、ご注意ください。



滞納について

保育料に滞納がある場合、督促状や催告書を送付いたします。その後も納付が確認できない場合には、電話や訪問による納付指導を行うほか、給与や預貯金等の資産調査、財産の差し押さえ等の滞納処分を行います。

また、滞納のある児童の転園申請や、そのきょうだいの入所申込については、審査の際、P19の入所選考基準のとおり減点を行います。保育施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世帯を応援し、経済的な負担軽減を図るために、令和元年10月に開始されたものです。

対象者

幼稚園、認可保育施設、私設保育施設(認可外保育施設)等を利用する次の子どもが対象です。

- ・ **3歳から5歳までのすべての子ども**(4月1日時点の年齢)
- ・ **0歳から2歳までの住民税非課税世帯**の子ども(4月1日時点の年齢)

無償化の対象範囲

無償化の対象経費は**教育・保育に係る費用(保育料)のみで、次の費用は対象となりません。**

- ・ 日用品や文房具等の購入、行事への参加に係る費用
- ・ 給食食材料費
- ・ 延長(時間外)保育や病児病後児保育の利用料(ただし、下記表④において保育の必要性がある方が利用する場合は無償化の対象です)

また、子どもが主として利用する施設と保護者の就労状況等(保育の必要性の有無)により、無償化の対象範囲が決定されます。

主として利用する施設		保育の必要性(1ページ参照)	
		無	有
幼稚園	① 幼稚園(施設型給付・新制度移行) 認定こども園(教育)	無償 ※預かり保育は対象外	無償 ※預かり保育は、日額450円×利用日数(月額11,300円 ^{※2})を上限に無償化
	② 幼稚園(私学助成・新制度未移行)	無償 ※月額25,700円を超える分は支払いが必要 ※預かり保育は対象外	無償 ※月額25,700円を超える分は支払いが必要 ※預かり保育は、日額450円×利用日数(月額11,300円 ^{※2})を上限に無償化
認可保育施設	③ 認可保育施設 認定こども園(保育) 小規模・家庭的保育事業		無償
私設(認可外)保育施設等	④ 藤沢型認定保育施設 幼児教育施設 その他届出保育施設等 ^{※1}	〈利用しても無償化の対象外〉	月額37,000円 ^{※2} を上限に無償 ※他の私設保育施設等との併用が可能
	⑤ 企業主導型保育事業		無償 ※国が定める利用者負担相当額を超える分は支払いが必要

※1 「その他届出保育施設等」とは、他の類型のいずれにも属さない私設保育施設(認可外保育施設)のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※2 無償化上限額(11,300円又は37,000円)は3歳から5歳までの児童の場合。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額(16,300円又は42,000円)までが無償化の対象となる。

利用者負担額（保育料）表

(単位:円)

区分	階層	3号認定 (2歳児クラス以下)						3号認定 (2歳児クラス以下)						2号認定 (3歳児クラス以上)			
		第1子			第2子			第1子			第2子			第1子		第2子	
		標準時間	短時間	長時間	標準時間	短時間	長時間	標準時間	短時間	長時間	標準時間	短時間	長時間	標準時間	短時間		
生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税 非課税世帯	その他の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	3,000	2,900	0	0	0	2,100	2,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得割 非課税世帯	その他の世帯	6,000	5,900	3,000	2,900	0	4,300	4,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	3,500	3,400	0	0	0	2,500	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,300円未満	その他の世帯	7,000	6,900	3,500	3,400	0	5,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	4,200	4,100	0	0	0	3,100	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,300円以上 48,600円未満	その他の世帯	8,300	8,200	4,200	4,100	0	6,100	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	5,600	5,400	0	0	0	4,000	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,600円以上 57,700円未満	その他の世帯	11,200	11,000	5,600	5,400	0	8,200	8,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	5,600	5,400	0	0	0	4,000	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57,700円以上 60,700円未満	その他の世帯	11,200	11,000	5,600	5,400	0	8,200	8,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	8,000	7,900	0	0	0	5,900	5,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60,700円以上 77,101円未満	その他の世帯	16,000	15,700	8,000	7,900	0	11,800	11,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	16,000	15,700	8,000	7,900	0	11,800	11,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77,101円以上 78,900円未満	その他の世帯	20,100	19,800	10,100	9,900	0	14,800	14,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	25,400	25,000	12,700	12,500	0	18,700	18,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78,900円以上 97,000円未満	その他の世帯	33,100	32,500	16,600	16,300	0	24,400	24,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	39,500	38,800	19,800	19,400	0	29,100	28,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
97,000円以上 123,000円未満	その他の世帯	43,800	43,100	21,900	21,600	0	32,300	31,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	46,400	45,600	23,200	22,800	0	34,200	33,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
123,000円以上 148,200円未満	その他の世帯	49,100	48,300	24,600	24,200	0	36,300	35,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	52,600	51,700	26,300	25,900	0	38,800	38,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
148,200円以上 169,000円未満	その他の世帯	56,300	55,300	28,200	27,700	0	41,600	40,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	60,200	59,200	30,100	29,600	0	44,400	43,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
169,000円以上 196,000円未満	その他の世帯	62,600	61,500	31,300	30,800	0	46,200	45,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	66,000	64,900	33,000	32,500	0	48,800	48,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
196,000円以上 224,000円未満	その他の世帯	69,500	68,300	34,800	34,200	0	51,300	50,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	78,900	78,900	39,400	38,800	0	58,800	58,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
224,000円以上 249,000円未満	その他の世帯	88,000	87,000	44,000	43,400	0	68,800	68,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	97,000	97,000	49,000	48,400	0	78,800	78,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
249,000円以上 264,000円未満	その他の世帯	107,000	106,000	54,000	53,400	0	88,800	88,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	116,000	116,000	59,000	58,400	0	98,800	98,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
264,000円以上 301,000円未満	その他の世帯	126,000	125,000	64,000	63,400	0	98,800	98,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	135,000	135,000	69,000	68,400	0	108,800	108,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
301,000円以上 351,000円未満	その他の世帯	145,000	144,000	74,000	73,400	0	108,800	108,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	154,000	154,000	79,000	78,400	0	118,800	118,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
351,000円以上 397,000円未満	その他の世帯	164,000	163,000	84,000	83,400	0	118,800	118,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	173,000	173,000	89,000	88,400	0	128,800	128,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
397,000円以上 465,000円以上	その他の世帯	183,000	182,000	94,000	93,400	0	128,800	128,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯等	192,000	192,000	99,000	98,400	0	138,800	138,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※無償化対象のため、
保育料はかかりません。

※上記は現時点で保育施設を利用している方の保育料額です。条例等の改正により、新年度では予告なく変更となる場合があります。

利用調整の対象となる保育施設

藤沢市保育課にて入所審査や利用調整を行う保育施設は、次のとおりです。なお、このうち、2023年10月現在、藤沢市内での⑤事業所内保育事業、⑥居宅訪問型保育事業の開設及び予定はありません。

① 認可保育施設

② 認定こども園(保育利用のみ保育課で利用調整)

【地域型保育事業】

③ 小規模保育事業：少人数(定員6~19人)を対象とした保育

④ 家庭的保育事業：少人数(定員5人まで)を対象とした保育

⑤ 事業所内保育事業：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の子どものほか、対象とした保育

⑥ 居宅訪問型保育事業：障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅にて1対1で実施する保育



◆認定こども園について

就学前の子どもに幼児教育、保育等を一体として捉え、一貫して提供する施設です。認定こども園には次の類型があります。藤沢市では広田幼稚園、藤沢いずみ幼稚園(両施設とも②幼稚園型)の2箇所が該当します。

① 幼保連携型

幼稚園機能と保育施設の機能の両方の機能をあわせ持つ認定こども園

② 幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育施設としての機能を備える認定こども園

③ 保育施設型

認可保育施設が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園としての機能を備える認定こども園

④ 地方裁量型

幼稚園・保育施設いずれの認可もない地域の教育・保育施設による認定こども園

※幼稚園としての利用(教育利用)につきましては、施設への直接申込みとなります。認定こども園へ直接お問い合わせください。

◆地域型保育事業について

地域型保育事業とは、認可保育施設や認定こども園(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもの預かる事業です。対象となる事業をご希望される場合は、認可保育施設と同じ手順でお申込みください。

小規模保育事業、家庭的保育事業は2歳児クラスで卒園となるため、卒園後は他施設への転園が必要です。その受け入れ先を確保するため、連携施設と協定の締結をしています。(詳細は各施設又は保育課へお問い合わせください)

卒園児童及びそのきょうだいの審査の取り扱いについては、P22のQ6をご確認ください。

藤沢市内では、P28~P33に記載の施設が利用調整の対象です。

その他の施設については認可外保育施設や幼稚園等に当たります。こちらの申込みなどについては、施設に直接お問い合わせください。



医療的ケアが必要なお子様について

藤沢市では、一部の認可保育施設にて医療的ケアが必要な児童の受け入れをしています。

なお、対象となる児童には一定の要件があるとともに、掲載している申込みや入所の流れとは異なります。ご希望の場合はP34の二次元コードをご確認の上、保育課までご相談ください。

認可保育施設利用申込みについて

申込みができる方

父母ともにP1に記載の保育の必要性事由に該当し、かつ次の①～④に該当している方は、藤沢市での認可保育施設利用の申込みが可能です。なお、③④の要件で利用する方は、お住まいの市町村にて保育の必要性の認定・保育料の算定を行います。

- | | |
|---|--|
| ① 藤沢市在住の方 | → 藤沢市保育課にてお申込みください
現在お住まいの市区町村の
保育担当課の窓口でお申込み
ください(P10参照) |
| ② 藤沢市に今後転入予定のある市外在住の方 | |
| ③ 藤沢市にて月64時間以上就労・就学している市外在住の方(就労予定・就学予定は不可) | |
| ④ 湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1～110番地)にお住まいの方 | |

申込可能期間

藤沢市では必ず入所月の1日付で入所の取り扱いとなります。月途中での入所はできませんので、必ず希望する開始時期に合わせた申込みをしてください。

また、4月入所のみ、1次申込期間と2次申込期間があります(入所日はいずれも4月1日)。1次申込みの締切日以降に申込みいただいたものについては、全て2次申込みからの取り扱いといたします。

入所月やお住まいなどにより、申込締切や申込方法(窓口申込・郵送申込・電子申請)が異なります。各申込方法についての詳細はP10をご確認ください。なお、×がついている方法でお申込みされた場合、原則受付はできかねますのでご注意ください。

	申込締切	窓口 申込	郵送 申込	電子 申請
令和6年度 4月1次 (市内在住の方で、市内保育施設を希望する場合)	P9のとおり			
令和6年度 4月2次 ※1 ↳ 令和6年度(2025年) 3月入所	令和6年度4月2次：2024年2月9日 令和6年度5月以降：各入所希望月の前月1日 (1日が土日祝日の場合は前開庁日)	○	○	○
児童が市外在住の場合	上記(4月1次はP9のとおり)締切日1週間前 ※2 ◆P10、P13をご確認の上、必要書類をお住まいの市町村の担当課へご提出ください	○ (お住まいの市町村)	× ※3	×
市外の保育施設をご希望の方	希望保育施設がある自治体の申込み締切日1週間前 ※2 ◆P13、P18をご確認の上、必要書類を藤沢市保育課の窓口へご提出ください(郵送不可)	○	×	×
出生前申込をご希望の方	令和6年度4月1次・2次と同様(P9のとおり) ◆4月入所以外はお申込みできません			

- ※1 4月2次を新たに申し込むことができるのは、4月1次申込みを申ししていない方に限ります。4月1次のみ審査希望で申込みをした方、4月1次申込みを取り下げている方、4月1次審査で内定辞退をした方は4月2次申込みをすることができません(4月1次で年度末までの継続審査を希望し、4月1次で入所保留となり、かつ申込取下げもしていない方は、自動的に4月2次の審査対象となります)。
- ※2 1週間前はあくまで目安です。ただし、締め切り1週間前を過ぎてご提出があった場合、その月のお申込みができない可能性があります。必ず締切日を確認の上、日にちに余裕をもってご提出ください。
- ※3 一部市町村では藤沢市に直接申し込みをする場合があります(こちらに限り、藤沢市へ直接書類を郵送してのお申し込みが可能です)。申込み前にお住まいの自治体へお問い合わせの上、市外から直接郵送する際は、事前に藤沢市保育課へご連絡ください。

申込書類は、全て締切日必着です。郵送でお申込みされる場合は、配達日数を要しますのでご注意ください。



郵送申込の場合、原則、**電話や口頭での到着確認のお問い合わせにはお答えいたしかねます。**申し込み後は、申込控えの到着をお待ちください。郵便の到着状況をご自身で確認したい場合は、書留郵便などをご利用ください。

令和6年度4月入所申込(1次)

申込み方法	郵送のみ ◆市外在住の方：お住まいの市町村窓口へご提出ください。 ◆市外保育施設をご希望の市民の方：藤沢市保育課窓口へ <u>直接ご提出</u> ください。
申込み受付期間	2023年10月10日～2023年10月27日 ◆締切日必着です(<u>消印有効ではありません</u>)。2023年10月28日以降に保育課に到着した申込みは、いかなる理由であっても4月2次審査からの対象となります。
保育施設利用申込受理通知発送	2023年11月2日までに保育課より発送 ◆不足書類・記入不足がある場合はこの通知をもってお知らせいたします。 ◆受付の到着状況について、電話でのお問い合わせには回答できません。受理通知が届かない場合は、11月9日以降に保育課までお問い合わせください。
不足書類追加提出・再提出書類受付期限 (2023年10月27日までに申込書類を提出した方に限り、不備や不足があった書類の提出のみを、この期間に受付します)	2023年11月17日まで 窓口又は郵送での受付 ◆「再提出票」「修正前のコピー」と共にご提出ください。 ◆締切日必着です。2023年11月18日以降に保育課に到着した場合は、いかなる理由でも次回以降の審査からの反映といたします。
申込み取下可能期限	2023年12月28日まで ◆期日後に取下げ届を提出された場合は、内定辞退と同様の取り扱いになります。(その後藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は、基礎点から-2点での審査になります。ただし、転園申請の方は2023年12月29日以降に取り下げることができません。)

申込書類を保育課窓口にご持参いただいた場合は、専用BOXに投函する形での受付のみとなります。**必ず封筒に封緘し、返信用封筒を同封した状態**でご提出ください。後日保育施設利用申込受理通知をお送りし、不足書類などのお知らせをいたします。

令和6年度4月入所申込の際、令和5年度中の入所申込を同時に行うことも可能です。(ただし、別途、令和5年度様式の申請書・児童調査書が必要です)



注意

令和5年度中の入所申込みをしつつ、令和6年度4月の入所申込みをした後に、令和5年度中の入所が内定した場合、その時点で、**内定辞退する/入所するにかかわらず、令和6年度の入所申込みは無効になります。**さらにもう一度入所申込みをしたい(転園したい)場合は、書類を新たに用意いただく必要があります。

例：①《2023年5月》令和5年度7月からの入所申込みをした。

②《2023年10月》令和6年度4月1次入所申込みをした。

③《2023年12月》令和6年(2024年)1月に、A保育園へ入所内定となった。

→③の時点で、令和6年度4月1次入所申込みは無効になります。

もし、新たにA保育園から別の保育施設に転園したい場合は、令和5年度2月以降入所と、令和6年度4月2次申込み以降入所であれば申し込むことができます。

その他の月(令和6年度4月2次～3月)入所申込

締切日

令和6年度(2024年)4月2次：2024年2月9日 ※

令和6年度(2024年)5月以降：各入所希望月の前月1日(1日が土日祝日の場合は前開庁日)

〔年末年始の取り扱いについては、次のとおりです。その他の月の土日祝日についても締切日にご注意ください。〕

2025年2月入所締切：2024年12月27日(2025年1月1日が年末年始の市役所の開庁日のため)

※4月2次を新たに申し込むことができるのは、4月1次申込みを申請していない方に限ります。**4月1次のみ審査希望で申込みをした方(4月1次を「育休 B 申込み」している方を含む)、4月1次申込みを取り下げている方、4月1次審査で内定辞退をした方は4月2次申込みをすることができません。**なお、4月1次で年度末までの継続審査を希望し、4月1次で入所保留となり、かつ申込取下げもしていない方は、自動的に4月2次の審査対象となります。

申込書類の入手方法

追加で帳票が必要な場合や、電子上で項目入力をしたい場合は、藤沢市ホームページに全てのフォーマットを掲載していますので、ご利用ください。藤沢市ホームページトップ → 「健康・福祉・子育て」 → 「子育て」 → 「保育施設」 → 「認可保育施設」 → 「申込書類等のダウンロード」へお進みください。「令和6年度申込書類一式」の項目にて、各種帳票を掲載しております。なお、P34に記載の二次元コード①からもダウンロードが可能です。

藤沢市内の保育施設を利用したい市外在住の方

市外在住の児童が藤沢市内の保育施設の利用をしたい場合につきましては、原則、お住まいの(住民票のある)市区町村の窓口にて次のとおりお申込みください。なお、お住まいの市町村への書類提出の必要がなく、藤沢市に直接申し込みをすることも可能な市町村があります。申込み前にお住まいの自治体へお問い合わせの上、市外から直接郵送することとなる場合は、事前に藤沢市保育課へご連絡ください。なお、家庭的保育事業をご希望の方、児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方は、必ず希望する保育施設へ事前相談又はお子様を連れて事前見学(直接訪問)をしてください。

①藤沢市へ転入予定の方

原則、藤沢市様式の書類でお申し込みください。入所が決定した場合、入所日の前月末までに転入していただく必要があります。必要書類等でご不明な点がございましたら藤沢市保育課までご確認ください。

※入所内定・入所保留にかかわらず、転入後は藤沢市保育課での所定の手続きが必要となりますので、保育課窓口までお越しください。転入及び所定の手続きの確認が取れない場合、内定は取り消しとなる場合があります。

②父母のいずれかが藤沢市にて在勤・在学の方

お住まいの(住民票のある)市区町村の書式での申込書類をご提出ください。なお、藤沢市にて就労予定・就学予定の市外在住場合は受付できませんのでご注意ください。

③湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1~110番地)にお住まいの方

茅ヶ崎市の様式にて書類をご用意いただき、藤沢市での締切1週間前までに茅ヶ崎市役所へご提出ください。

※申込書類等の必要書類については、藤沢市に締切日必着となります。郵送等で日にちを要しますので、藤沢市で設定する締切日(P8参照)の一週間前までには住民票がある市区町村に必要書類をご提出ください。

《海外在住の方》

児童が海外に在住している場合は、次のとおりお申込みください。

◆藤沢市保育課へ直接申込書類をお送りください。マイナンバー確認書類については、転入後にご提出ください。

◆保育施設利用申込受理通知・結果通知を海外の住所へ送付することはできません。そのため、国内住所への送付先をご指定いただく必要があります。申し込みの際、指定する送付先の住所・宛名等を明記した別紙(任意様式)と、国内住所を宛先とした返信用封筒(切手を貼っているもの)を必ず同封してください。

◆2022年中又は2023年中に海外収入がある場合は、収入証明(給与明細や源泉徴収など)の提出が必要です。なお、勤務先から証明を受けた書類(収入証明・就労証明書など)が外国語表記である場合は、勤務先又は保護者による日本語訳を添付してください。

申込方法

郵送

送付先:
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所 保育課 入園担当 宛

上記住所にご郵送ください。なお、締切日必着です。締切日を過ぎて保育課へ到着した場合は、次回分からの審査となりますので、発送する際は十分ご注意ください。

【注意事項】

- ・封筒には必ず発送元(申込者)の住所氏名をご記入ください。
- ・切手※を貼った返信用封筒(長3型)を同封してください。同封がない場合や切手の金額が不足している場合は、控への郵送や不足書類のご案内は出来かねますのでご了承ください。
- ・到着は控への郵送をもってお知らせいたします。原則、電話や口頭での到着確認にはお答えいたしかねますので、郵便の到着状況を確認したい場合は、書留郵便などをご利用ください。
- ・申込書類の郵便代が不足している場合は、封筒の開封及び受取りをせずに返送いたします。この返送により申込締切日までには申込書類が保育課に到着しなかった場合であっても、受付をすることはできません。

※返信用封筒のサイズや郵便形式により切手の金額は異なります。返信用封筒では、当課より保育施設利用申込受理通知を含んだ25g以内の書類を返送する予定です。

窓口

藤沢市役所本庁舎3階 保育課

★4月1次申込では窓口受付はできません

藤沢市役所本庁舎3階の保育課へお越しください。市民センターや保育施設へのご提出はできません。また、締切当日は混雑が予想されますので、お時間や日にちに余裕を持ってご来庁ください。

電子申請

e-kanagawa 電子申請にアクセス

藤沢市ホームページ(<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/kenko/kosodate/hoikuen/nagare.html>)から e-kanagawa 電子申請にアクセスし、「藤沢市認可保育施設の利用申請手続き」から申請を行ってください。申請後、後日当課より受理案内(不足書類がある場合はその案内)のメールをお送りいたします。保育施設利用申込受理通知の返送はメールでは出来かねますので、保育施設利用申込受理通知の交付をご希望の方は、別途保育課までお問い合わせください。

申込みから入所までの流れ

①希望園の決定・見学

受入月齢や保育時間、所在地などをご確認の上、希望園を決めていただきます。藤沢市では、見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、**事前見学を推奨します**。**立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子に合った保育施設をお選びください**。なお、**次の方は必ず保育施設へ直接ご相談・ご連絡をお願いいたします**。

- ①家庭的保育事業をご希望の方(見学がお済みでない場合は審査対象外となります)
- ②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方
(児童の状況や保育施設の状況によっては、児童の安全な保育体制が整わないため入所を見送る場合があります)

外遊び中心か、勉強や体操の時間があるのか・・・
おもつや道具は持参なのか、レンタルなのか・・・
グループでの保育か、少人数での保育か・・・
延長保育の料金は・・・

園の魅力や特色はさまざま！
P34の二次元コード⑥「各保育施設の概要一覧」に、おもつや駐車場、園庭などの情報があります！



②申込書類の用意

P13に記載の必要書類をご用意ください。
提出前に必ず、P42～P44のチェックリストをご確認ください。**書類の不足や未記入箇所がある場合は審査上不利な扱いとなることがあります(詳細はP15)**。場合によっては審査対象外となることがありますので、十分ご確認ください。

③申込書類の提出

P8～P10に記載のとおり、期限内に所定の方法でお申し込みください。
※不足や再提出がある場合は、「**再提出票**」「**修正前のコピー**」と共に締切日までに提出ください。
※いずれの申込み方法においても、**締切日必着**です。郵送で提出する場合は日程に余裕を持ってください。

④認定審査・利用調整

締切日時点でご提出いただいた書類をもとに、P19～P20の基準に従って利用調整を行い、内定者を決定します。また、保育の必要性の認定基準を満たしているか等についても審査します。(認定基準に満たない場合には不認定通知書を通知します)
なお、締切日を過ぎて提出があったものについては、翌月以降の審査に反映となりますのでご了承ください。



基準日(締切日)時点で書類不足があった場合の審査での取り扱いについては、P15をご確認ください。

⑤結果通知

4月入所申込み以外については、入所希望月の前月中旬に発送します。**初めてお申込みいただいた月の審査については、内定/入所保留に関わらず全員に結果を通知いたします**。次回以降の審査については、**内定の方のみに結果を通知**しますので、各月の入所保留通知の発行をご希望の方は、保育課までご連絡ください。
また、市外在住の方につきましては、お住まいの市町村を經由して結果を通知しますので、到着までには日数を要します。お急ぎで結果を知りたい方は、藤沢市保育課へお問い合わせください。

↓
内 定

↓
入 所 保 留

⑥内定した場合

《面談》

保育施設に連絡し、面談日をご確認ください。
保育の利用時間やならし保育など、入所後について気になる点がありましたら、面談にて保育施設へご確認ください。また、面談当日は、**必ずお子様同伴でのご対応をお願いいたします。**

なお、面談の結果、お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況により、保育施設の人員体制等から、お子様を安全に保育することができないと判断される場合は、入所見送りとなる場合がありますので、ご承知おきください。

《口座登録》

保育料は原則として口座振替でお支払いいただきます。内定通知に同封の口座振替依頼書又はWEBにて口座の登録をお願いいたします。

※一部保育施設では、施設へ直接口座登録や諸経費のお支払いの場合があります。面談時にお問い合わせください。



申込み時に不足書類があった方は、入所までにご提出ください。
また、転入予定の方は転入手続き後、入所日までに保育課にて所定の手続きを行ってください。

⑦入所承諾・保育料決定

面談の実施及び保護者の市民税所得割額により、入所決定及び保育料の算定を行います。
結果の通知については、入所月の前月末に発送いたします。

なお、**この通知発送以前に保育料の金額についてお答えすることはできません**ので、おおよその金額をお知りになりたい方は、P6に基づきご自身で確認いただきますようお願いいたします。

⑧入所～

《ならし保育》

入所後、お子様が保育施設に慣れるまでの間は、短時間での保育となります(ならし保育)。保育施設と保護者での調整の上期間を定めましますので、個人差があります。(入所日から概ね2～3週間)

※転園されたお子様もならし保育は必要です

《就労開始・復職について》

求職中に内定・入所となった場合、入所から2か月以内に就労を開始することが必須です。また、**育児休業中の方は、入所翌月15日までに復職することが必須**です。

就労開始後・復職後、直ちに所定の必要書類をご提出ください。



⑥入所保留となった場合

★申請時に「申込みを継続する」を選択した

利用申込書は年度内(3月末)まで有効です(「育休B申込」を除く)。

有効期間中は、年度末まで毎月利用調整(入所選考)をいたします。なお、市外から転入予定でお申し込みの方は、**転入後に必ず藤沢市保育課で所定の手続きを行ってください。**

★申請時に「申込みを取り下げる」を選択した

ご提出いただいた書類はすべて無効となります。翌月以降は審査を行いませんので、申込みのない月の結果通知の発行も致しかねます。

再度入所申込みをする場合は、全ての書類を再度ご提出いただく必要があります。



⑦次回以降の審査

「育休B申込」や、「審査後に申請を継続しないことを選択」している方は自動的に取り下げとなるため、次回以降は審査をしません。

審査を継続することを選択している方は、申込書類が有効な限り年度末まで毎月審査を行います。なお、結果通知については内定が決まった場合のみ通知を行います。入所保留通知の発行をご希望の場合は、保育課までお問い合わせください。また、入所をお待ちいただいている方は、次のような場合に届け出が必要です。

《申込内容変更・申込取下げ》

提出の際は必ず締切日を十分ご確認ください。窓口又は郵送にて所定の書類(申込内容変更届/申込取下届)をご提出ください。

《保護者や児童の状況が変わった場合》

書類の有効期限にかかわらず、変更となった内容の確認書類を必ずご提出ください。**利用調整の基準日時時点で書類のご提出がないと、正しい利用調整(入所選考)をすることができません**ので、書類については、早急にご提出をお願いいたします。

【状況が変わった場合の例】

- 求職中で申込をしていたが新たに就職した。
- 申請時に勤務していた職場を退職した。
- 育児休業を期間延長した(延長せず復職した)。
- 申請中に妊娠が分かった。
- 新たに児童のアレルギーや持病が見つかった。
- (転入予定の方)藤沢市へ転入した。等

※上記はあくまでも一例です。その他、申請時からの状況の変更により追加提出が必要な書類があるのか不明な場合はお問合せください。



⑧次年度以降の申込み

年度内の有効期間内に入園できなかった場合、引き続き保育施設利用をご希望される方は、**次年度の4月(1次選考分)申込み期間中に再度、申込書類一式を提出する必要があります**。保育課からの申込書類の送付や再申込みがない方へのお知らせは行っていないので、**必ず広報やホームページをご確認の上、申請期間内に書類をご提出**ください。

利用申込みに必要な書類

A. 全ての方に必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書
- ② 保育施設利用申込みの児童調査書
- ③ 保育の必要性事由を証明する書類(就労証明書や診断書等)
- ④ 代表者の本人確認書類(郵送の場合は両面コピー) ※
- ⑤ 同居の家族全員のマイナンバー確認書類 ※
- ⑥ 誓約書・保育施設利用申込受理通知
- ⑦ 切手の貼ってある返信用封筒(4月1次申込以外で、窓口提出の場合に限り不要)

郵送申込の場合は、必ず「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に※の書類(④⑤)のコピーを貼り付けしてください(窓口申込の方もこの台紙をご利用いただけます)。

①②④⑥の提出がない、又は未記入により入所審査を行えない場合、申込書類を全て返却いたします

就労先等から申込書類のコピーの提出を求められている場合、必ず提出前にご自身でコピーをおとりください。
保育課に提出した後の書類のコピーをお渡しすることはできませんので、ご注意ください。

B. 下記に該当する方に必要な書類

条件	必要書類
児童本人又はきょうだいを認可保育施設以外預けている場合(認可外保育施設、幼稚園、企業主導型保育事業、ベビーシッターなど) 児童本人が認可保育施設の非定型的一時預かりを利用している場合	⑧保育証明書
2023年1月1日 又は 2024年1月1日時点で、父母の住民登録が藤沢市外にあった場合 ※1	◆ 2023年1月1日時点で市外在住(2024年4月~8月入所希望に限る) →⑨-1 令和5年度住民税課税証明書 ◆ 2024年1月1日時点で市外在住 →⑨-2 令和6年度住民税課税証明書
ひとり親世帯	⑩戸籍謄本(全部事項証明) *発行日から1か月以内のもの
藤沢市へ転入予定	⑪転入に関する申立書 ⑫転入先の詳細を確認できる書類 } 両方 ※2
父母のいずれかが、入所に伴い、市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭、保育補助者として、育児休業から復職又は新たに就労開始する場合(転園申請を除く)	◆ 保育士又は幼稚園教諭として復職又は就労開始(内定) →③就労証明書 ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 ⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し } 全て ◆ 保育補助者として復職又は就労開始(内定) →③就労証明書 ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 } 両方
(4月入所申込のみ可能)出産前申込みの場合	③母子手帳のコピー(表紙 及び 分娩予定日が記載されているページの2か所)

※1 2022年中・2023年中に海外収入がある場合は、収入証明(給与明細や源泉徴収票)のご提出が必要です。

※2 藤沢市民の方との同居による転入予定の場合、⑫転入先の詳細を確認できる書類は不要です。

注意

申し込み時点で、次のような場合は、**提出書類としては無効の取り扱いとなります**のでご注意ください。

- ・①②④⑥が不足している、又は未記入があり審査することができない場合(全ての申込書類を返却します)
- ・フリクションペン・鉛筆など、消せる筆記用具で記入されたもの
- ・書類の内容と申し込み時点の内容が異なる場合(既に退職している就労先の就労証明書 など)
- ・発行日(証明日)から3か月以上経過しているもの(④⑤⑨⑩⑫⑭を除く)



申込書類の書式は年度ごとに異なる場合があります。
ホームページからダウンロードする場合は、必ず令和6年度申込み用の様式であることを確認してください。
過去の年度の様式書類を令和6年度の入所申込みに使用することはできません。

提出書類の注意事項

◎のある書類は必ずご用意ください。
提出がない、又は未記入により入所審査を行えない場合、申込書類を全て返却いたします。

① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書 ◎

- ・きょうだいで申し込む場合でも1枚にまとめてご記入ください。
- ・P35～P38の記入例をもとにご記入ください。
- ・年度をまたいで申込みをする場合は、必ず年度ごとに1枚ずつご記入・ご提出ください。
(例：令和5年度2月入所申し込みと令和6年度4月入所申込みを同時にする場合・・・令和5年度用の申込教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書と令和6年度の申込書類一式の提出が必要です)

② 保育施設利用申込みの児童調査書 ◎

- ・申込児童の人数分必要です。(①同様、年度をまたいで申し込みをする場合は、必ず年度ごとに1枚ずつのご提出が必要です。)
- ・出生前申込の場合は、出生後直ちにご提出ください。
- ・P39～P40の記入例をもとにご記入ください。
- ・帳票内の3(1)にて、「保育園での集団生活の中で特別な対応を希望する」場合は、併せて「児童状況票」(市ホームページよりダウンロード可能。詳細はP34の二次元コード①)をご提出ください。

③ 保育の必要性事由を証明する書類

- ・次の表にある保育を必要とする事由に応じて必要書類をご提出ください。
- ・申込児童の保護者分(父・母)それぞれが必要です。

保育を必要とする事由	必要書類
<p>就労・就労内定</p> <p>市所定の書式に限りません。古い書式のものや、企業独自の書式のもののご使用いただけません。市ホームページなどで、必ず書式を確認してください。</p> <p>(藤沢市在勤要件申込みの方は、お住まいの市町村の書式をご使用ください)</p>	<p>◆【会社勤め(会社役員・会社代表を含む)の方】</p> <p>就労証明書(市の所定用紙に就労先で証明を受けてください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆育児休業中の方、就労内定のある方も必要です。 ◆テレワークで業務をしている方もこちらの証明書をご提出ください。 ◆会社役員の方、会社代表の方で、証明者が保護者自身になる場合(就労証明書の項目③「証明書発行責任者」が保護者自身になる場合は商業登記簿謄本を併せてご提出いただく必要があります。 ◆入所後勤務日数又は時間の変更がある方は別途ご提出ください。 ◆求職中(内定なし)の方は申込み時には不要です。入所後2ヶ月以内に就労基準(P1参照)を満たす就労証明書を提出してください。 ◆市内の認可保育施設、隣接型認定保育施設又は幼稚園で、保育士(保育補助含む)又は幼稚園教諭として就労内定含むしている場合は次のページ③を必ずご確認ください。 <p>◆【自営業・個人事業主・専従者など、会社勤め以外の方】</p> <p>(1) 就労証明書(市の所定用紙にて、事業主の方が発行してください)</p> <p>(2) 就労状況説明書</p> <p>(3) 令和4年確定申告書(第一表)又は令和4年分源泉徴収票の写し又は控え※</p> <p>※4月2次申込み以降の場合は、令和5年分確定申告書又は令和5年分源泉徴収票の写し又は控えでも受付が可能です。</p> <p>次の場合、(2)就労状況説明書にてお申し出の上、(3)の代替・追加書類をご用意ください(就労証明書・就労状況説明書の提出も必要です)</p> <p>《直近で事業(又は従事)を開始したため確定申告・年末調整を行っていない場合》</p> <p>(3)の代わりに、「就労証明書」に記載した直近6か月の就労について、収入があること又は事業(又は従事)を開始していることがわかる書類(開業届、営業許可証、給与明細、報酬明細などの写し)をご提出ください</p> <p>《専従者や家族従業者のため本人が確定申告をしていない場合》</p> <p>(3)の代わりに、その事業に携わっていることがわかる書類(事業主の令和4年確定申告書第二表、令和4年確定申告書の収支内訳書や、本人の源泉徴収票、報酬明細などの写しのいずれか)をご提出ください</p> <p>《事業上の理由により、確定申告書に記載の収入額が0円の場合》</p> <p>(3)の書類に加え、「就労証明書」に記載した直近6か月の就労について、収入があることがわかる書類(給与明細や報酬明細など)をご提出ください。</p> <p>◆就労証明書や就労状況説明書等にて、特別な理由なく就労の実績や就労状況の確認をとることができない場合、審査上や保育の必要性認定では就労内定として取り扱うことがあります。</p>
出産	母子健康手帳のコピー (「表紙」と「分娩予定日が確認できるページ」の2か所)
疾病(負傷)	医師の診断書 (市の所定用紙を用いて医療機関にて証明を受けてください)
障がい	障がい者手帳又は療育手帳のコピー
親族等の介護・看護	<p>(1) 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの</p> <p>(2) 介護(看護)状況申告書(市の所定用紙にご記入ください)</p> <p>} 全て</p>
就学	<p>(1) 学生証(在籍証明書)のコピー</p> <p>(2) 日中保育できない時間・日数が確認できるもの(カリキュラム表など)</p> <p>} 全て</p>

④代表者の本人確認書類（郵送の場合は両面コピー）◎

- ・代表者(原則として児童と同居している家族の方)の免許証やマイナンバーカードなどのコピーを、「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に貼り付けしてください(窓口で原本を提示する場合、台紙は不要です)。
- ・提出する本人確認書類の種類により、必要枚数が異なります。詳細は「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」をご確認ください。

⑤同居の家族全員のマイナンバー確認書類

- ・マイナンバーカード(写真付き)の両面のコピー 又は マイナンバー付き住民票をご用意の上、「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に貼り付けしてください(窓口で原本を提示する場合、台紙は不要です)。

⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知◎

- ・P41の記入例をもとにご記入ください。
- ・「保育施設利用申込受理通知」のコピーの交付をもって保護者の申込控えとなります。

⑦切手の貼ってある返信用封筒(4月2次以降の入所申込み、かつ窓口提出の場合は不要)

- ・⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知を控えとしてお返しする際に使用しますので必ず同封してください。
- ・⑦がない又は貼り付けされている切手の金額が不足している場合の郵送申込については、保育課からの⑥の控への送付や不足書類のご案内は行いません。

⑧ 保育証明書 ※P13のBに該当する方のみ

- ・認可外保育施設や幼稚園、一時預かり等に有償で預けている場合、預け先で証明を受けてください。
- ・保育開始日より、証明日の方が前の日付になっているものは無効です。

⑨-1 令和5年度住民税課税証明書／⑨-2 令和6年度住民税課税証明書 ※P13のBに該当する方のみ

- ・住民税の課税証明書は各年度1月1日現在の住民登録地の市区町村で発行します。
- 例) 令和5年度住民税課税証明書 → 2023年1月1日時点の住民登録地で発行

⑩戸籍謄本(全部事項証明) ※P13のBに該当する方のみ

- ・発行から1か月以内のものをご提出ください。
- ・離婚の場合は離婚日が記載されているもの、死別の場合は死亡日が記載されているものをご提出ください。

⑪転入に関する申立書 ※P13のBに該当する方のみ

- ・入所希望月の前月末より前の日付を転入予定日として設定の上、ご記入ください。
- ・入所希望月の前月末より後の日付が転入予定日として記入されている場合、申し込みをすることができません。

⑫転入先の詳細を確認できる書類 ※P13のBに該当する方のみ

- ・不動産会社が発行した、藤沢市の住居の売買契約書や賃貸契約書などのコピーを指します。
- ・発行元・入居者・確定した入居日(引渡し日・契約期間)・住居の所在地が記載されている箇所をコピーしてご提出ください。
- ・既に藤沢に在住している方と同居予定の場合は不要です。

⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 ※P13のBに該当する方のみ

- ・同時に提出する③就労証明書には、基準日(締切日)時点で育児休業中又は内定中の記載があることが必要です。
- ・市外在住の方は、申込み時点で就労中(育児休業中を含む)の場合に限りご提出ください。
- ・⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写しを必ず添付してください。

《書類不足・書類不備について》

申請時に不足書類や不備がある場合は、申込み期限までに追加提出・再提出をしてください。期限を過ぎて再提出があった場合は、次回以降の審査に反映します。

基準日(締切日)時点で書類が不足している又は不備がある場合、審査では次のような取り扱いとなります。

- ◆ ① 教育・保育給付の支給認定申請書 兼 保育施設利用申込書、② 保育施設利用申込みの児童調査書、④代表者の本人確認書類、⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知

→ 申込みにあたり最低限必要な書類です。提出がない、又は未記入箇所があると入所審査を行うことができず、申込書類を返却する場合があります。

- ◆ ③ 保育の必要性事由を証明する書類 ⑩戸籍謄本

→ 保育の必要性が確認できないため、P19のA-1基礎点数は「求職中」の3点として扱います。

- ◆ ⑦切手の貼ってある返信用封筒

→ 郵送申込の場合は必ず必要な書類です。同封がない場合、控への返送や不足書類のご案内はいたしません。

- ◆ ⑧ 保育証明書

→ 児童本人の分が不足している場合は、P20に記載のC調整項目③又は④での加点を行うことができません。きょうだいの分が不足している場合は、入所後の保育料を正しく算定できない場合があります。

- ◆ ⑨-1 令和5年度住民税課税証明書、⑨-2 令和6年度住民税課税証明書

→ 入所審査で同点が発生した場合、父母の所得の低い順に内定を決定しますが、課税証明書が不足している場合は所得不明のため不利になります。また、未申告の父母がいる場合も同様です。

- ◆ ⑪転入に関する申立書、⑫転入先の詳細を確認できる書類

→ P19に記載のとおり、A-2基礎点数⑧の項目において-10点になります。

- ◆ ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書、⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し

→ P19に記載のA-2基礎点数⑥又は⑦の加点を行うことができません。なお、保育士又は幼稚園教諭としての加点については、併せて③就労証明書も揃っていることが条件です。

利用申込みに関する注意事項

保育施設への事前見学について

申込みにあたり、保育施設の見学を希望する場合は、直接保育施設へご連絡ください。見学や、園のホームページ等をご活用の上、希望園をお決めください。藤沢市では、見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、**事前見学を推奨します**。保育園での1日のスケジュールや、施設の構造、おもちゃや道具の持参、園庭の有無など、保育施設の特徴はさまざまです。**立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子等に合った保育施設をお選びください。**

なお、**次の方は必ず保育施設へ直接ご相談・ご連絡をお願いいたします。**

- ①家庭的保育事業をご希望の方(見学がお済みでない場合は審査対象外となります)
- ②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方(児童の状況や保育施設の状況によっては、児童の安全な保育体制が整わないため入所を見送る場合があります)

利用調整(入所選考)の基準日について

利用調整(入所選考)における基準日は、各申込み締切日と同日です。締切日以降に届け出のあった保護者の就労状況や、希望施設等の申込み内容につきましては、その次の入所審査において内容を反映します。

(例)令和6年(2024年)8月入所の基準日：令和6年(2024年)7月1日

→7月2日に保護者の新しい就労証明書が提出された場合は、9月の入所審査から反映する。

転園申請について

保育施設の入所から6ヶ月を経過するまでは、転園申請があっても、原則、新規で入所を希望している方の入所を優先します。ただし、転居もしくはきょうだいが別々の保育施設を利用している等、やむを得ない事情がある場合は除きますので、対象の方は申込みの際にお申し出ください。

【注意事項】

- ・転園申請により入所の内定が決まった場合は、**転園を辞退することができません**。
- ・審査月の締め切り後(4月1次の場合は取下げ可能期限後)に、**申込みを取り下げることにはできません**。
- ・転園が決定した場合には、**転園先の保育施設でならし保育の実施が必要**となります(ならし保育の日程等は保育施設と保護者での日程調整の上決定します)。
- ・一度世帯全員の「⑤マイナンバー確認書類」を提出している場合、再提出は不要です。ただし、変更がある場合は最新のものを添付してください。

★育児休業取得中の申込みで転園が決まった場合も翌月15日までの復職が必要です★

例)2024年4月、父母が下の子(保育施設の在籍なし)の育児休業中の状態で上の子が転園する場合

→2024年5月15日までに父母の復職が必要になります。そのため、下の子の預け先も5月15日までに決めておく必要があります。

出生前申込みについて

令和6年4月入所希望の方に限り、出生前の申込みが可能です(令和6年5月以降入所希望の方の出生前申込みは受付していません)。

なお、対象は**令和6年3月1日**までに出生予定の方です(受入れ可能な施設を希望している場合に限り受け付けます)。また、出生前申込みをされた方は、出生後に、P13に記載の、新生児の②保育施設利用申込みの児童調査書と⑤マイナンバー確認書類をご用意いただき、藤沢市保育課窓口にて所定の手続きを行ってください。**この手続きがされない場合、申請は無効になります**のでお気を付けください。

新しい保育施設開設について

認可保育施設が新設される場合は、ホームページ等でご案内いたします。その場合、申込みの締切日が通常と異なる場合がありますので、ご注意ください。

産前産後期間中の申込みについて

申込み期間中に妊娠が分かった場合は、速やかに保育課にご連絡ください。産前産後期間に入所した場合、利用の要件は出産要件に切り替わります。そのため、産後に育児休業を取得する場合は出産日の後8週後の月の末日までが利用可能期間となります。そのため、産後8週間の日を含む月末で退園となります。

なお、出産後、育児休業を取得せずに復職する場合は就労要件で利用調整をいたします。産後8週で復職されましたら、復職後の就労証明書と、出生児童の預け先の保育証明書をご提出ください。

例 現在「就労」の要件で申込をしているが、2024年6月20日に出産予定があり、2024年5月10日から産前休暇を取得し、その後育児休業も取得する。

→5月入所審査までは「就労要件」で審査(5月1日時点では産前休暇に入っていないため)、6月～8月入所(産前産後期間中)については「出産要件」で審査する。また、6～8月に入園が内定した場合は、8月末で退園となる(9月以降も利用したい場合は再度申込みが必要)。

育児休業中の申込みについて

保護者が育児休業中の場合は、入所後の翌月15日までに復職することが必要です。育児休業からの復職(予定)日により、次のとおり入所希望月が決まります(入所決定後、復職せずに退職した場合であっても、入所後の翌月15日までに就労を開始する必要があります)。

- ① 1～15日付の復職・・・復職月の前月1日から利用可能 (例)8月1日復職・・・7月1日から利用可能
- ② 16～31日付の復職・・・復職月の当月1日から利用可能 (例)8月20日復職・・・8月1日から利用可能

また、父母いずれかが育児休業を取得中の児童の申込みにおいて、申請時に次の2通りの申請方法から審査時の状況を選択していただく必要があります。申請の選択肢については次のとおりです。(書類の記入方法はP35をご確認ください)



「育休B申込」は、就労証明書の提出をもって育児休業を取得していることが確認できる藤沢市民の方に限ります。そのため、次の方は「育休B申込」ができません(入所申込みは可能ですが、基礎点数の減点を行いません)。

- ◆ 藤沢市在勤要件でお申込みの場合
- ◆ 育児休業を取得している方の就労証明書が不足、又は不備がある場合

選択肢1:「育休A申込」

→入所後翌月15日までに復職することを希望する方が対象です。

「育休A申込」を選択してお申込みをした結果、入所保留となり、やむを得ず育児休業を延長する場合には選択肢2「育休B申込」とは異なり、基礎点数の減算(-30点)の審査にはなりません。

また、入所をお待ちいただいている間に育児休業を延長した場合は、就労証明書の追加提出が必要になります。

選択肢2:「育休B申込」 ※育児休業を取得している保護者の就労証明書の不足や不備がある場合適用ができません

→保育施設への入所よりも育児休業の延長を優先したい、別の方の入所を優先してもよい(基礎点数を減算してもよい)といった方が対象です。「育休B申込」を行った場合には、審査時の基礎点数が減算(-30点)されます。ただしこの取扱いは、利用調整時に優先順位の判断に反映するものであり、利用時期を意図的に遅らせるものではありません。希望施設に空きがあれば内定となります。

★「育休B申込」の注意点

- ・「育休B申込」は、申請希望月の当月のみ有効となります。毎月審査を希望される場合にはその月ごとに入所申込が必要で、(4月1次申込みの場合、審査を行うのは1次申込み分まで)。
- ・4月2次の審査もご希望の場合は、4月1次申込の時点で「育休B申込」を選択せず「育休A申込」で年度末までの審査を希望してください。

なお、入所保留通知(不承諾通知)につきましては、保育施設の申込みをし、かつ入所保留が決定した方のみにお送りすることができます。入所申込みをしていない月又は内定となった審査月につきましては、入所保留通知を発行することができませんのでご了承ください。

既にごきょうだい認可保育施設を利用している方へ

認可保育施設を利用している児童(児童A)の保護者が、きょうだい(児童B)の出生により育児休業を取得しているとき、児童Aが継続して保育施設を利用したい場合は、児童Bが満1歳になる次年度の5月15日までに、保護者が育児休業から復職する必要があります。この日までに復職ができない場合、児童Aは退園となりますので、該当の方はご注意ください。

また、きょうだいと同じ保育施設を申し込む場合、P19のとおり、基礎点数は加算となりますが、必ずしも入所を保証するものではありません。近隣の保育施設等も希望園に入れてお申し込みされることをご検討ください。

例：在園児のきょうだいが、2022年4月2日～2023年4月1日の間に生まれた場合

- 在園児本人の保育施設利用を継続したい場合、保護者は2024年5月15日までに復職する必要があります。(それまでに、生まれたきょうだいが保育施設に入所するか、他の預け先を確保する必要があります)

申込中に状況が変わった場合

入所をお待ちいただいている間に、保護者や児童の状況が変わった場合は、書類の追加提出が必要な場合があります。(P 12の右項「⑦次回以降の審査」も併せてご確認ください)

ここではあくまで一例ですが、特に多いものを掲載いたします。その他の変更につきましては、P 13～15をご確認いただくか、保育課までお問い合わせください。

育児休業を延長した	延長後の期間が明記された就労証明書	新たに就労を開始した	就労開始日以降に発行された就労証明書
就労の内容が変わった(就労先や就労時間の変更、長期休業の取得や終了など)	変更の事実発生日以降に発行された就労証明書	退職した 市内転居した 希望する保育施設を変更したい	保育施設利用申込内容変更届
申込児童又はきょうだいを認可外保育施設や幼稚園等に預けた	保育証明書		

申込みを取り下げる場合

入所申込みを取り下げたい場合、「入所申込内定辞退・取下届」にて、保護者の本人確認書類のコピーを添付又は窓口で原本をご提示の上、取り下げたい審査月の締切日までに申し出をしてください。

締切日を過ぎて取下げする場合(例：2024年8月入所申込みの審査を取り下げると、締切日である2024年7月1日を過ぎて届け出した場合)、内定辞退と同様の取り扱いになります。この場合、後に藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は基礎点数を2点減点しての審査となります。ただし、転園申請の方は、審査の段階で転園元の空きに対し内定者をお決めするため、いかなる場合であっても、締切日以降に取下げすることはできません。

また、次の方は審査対象月を経過後、自動的に取下げ扱いとなります。

- ◆申込み中に転出した方(藤沢市在勤の方であっても1度取下げをします)
- ◆出産要件で申し込みし、産後期間を経過した方(P 17の「産前産後期間中の申込みについて」に該当する方を除く)
- ◆ひと月のみの審査をご希望していた方

2月・3月の入所審査について

例年、次年度の4月の入所調整中又は調整後に、2月・3月の入所審査を行っています。そのため、4月の内定・入所状況により、2月・3月入所審査では審査上の順位が上位であっても、内定のご案内ができない場合がありますのでご了承ください。

市外の保育施設を利用したい方

★必ず藤沢市保育課の窓口で手続きをしてください(郵送不可)★

市外の保育施設の利用申込みについては、お住まいの(住民票のある)市区町村が窓口になります。藤沢市にお住まいの方は、藤沢市保育課窓口で手続きをしてください(郵送、市民センター、公民館、保育施設では受け付けておりません)。

締切日や必要書類等が市区町村により異なりますので、あらかじめ、ご希望の保育施設のある市区町村にご確認の上、申込み締切日の一週間前までに藤沢市保育課へ直接申込書類をご提出ください。



藤沢市保育課への書類提出が締切日直前になってしまうと、相手方の自治体への到着も遅くなり、入所希望月の審査に間に合わず翌月分の審査になってしまうことがあります…。

必ず締切日の一週間前までに藤沢市へ必要書類をご提出ください。

※当該市区町村への依頼手続きのため、郵送に1週間程時間を要します。(相手の市区町村へのFAXやメール、速達での申込書類の送付は対応していません)

※市外の保育施設の利用申請の際に、申請にかかる必要書類が揃っていない場合、申請受付の可否については、入所を希望される自治体の判断によります。締切日までに書類が揃わない可能性がある場合は、事前に入所を希望する自治体に書類不足の状態での受付の可否をご確認くださいませようお願いします。(藤沢市では締切日の1週間前までに提出いただいた書類をそのまま入所希望先の自治体に送付いたします。必要書類の内容等の確認は致しかねます)

藤 沢 市 保 育 施 設 入 所 選 考 基 準

※各月の申込締切日を基準日とし、その時点で提出のあった書類をもとに選考を行います。

A-1 基礎点数（基本）

父母のそれぞれの点数について、低い方を採り、その点数にA-2基礎点数(加算・減算項目)を加減点したものを「基礎点数」とします。

類型	細目	点数	必要書類
就労 (実働時間に準ずる)	月140時間以上働いている(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	10	
	月112時間以上働いている(例 週4日以上かつ1日7時間以上、若しくは週5日以上かつ1日6時間以上)	9	
	月64時間以上働いている(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	8	
就労内定	上記以外の状況で働いている	7	
	月140時間以上の仕事に内定している	6	
求職中	月64時間以上の仕事に内定している	5	
	上記以外の状況で内定している	4	
就学	求職活動のため、日中外出している	3	
	職業訓練校、専門学校、大学などに通っている	*	
出産	職業訓練校、専門学校、大学などに通っている	10	
	出産の準備又は休業を要する	12	
疾病・負傷	疾病・負傷により、保育が完全に不可能な場合	10	
	疾病・負傷により、日中常時の保育が困難な場合	8	
心身の障がい	疾病・負傷により、保育が部分的に困難な場合	8	
	身体障がい者手帳1～3級、精神障がい者保健福祉手帳1～3級、療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合	10	本冊子P14、P15のとおり
親族の介護・看護	身体障がい者手帳3級以下の交付を受けていて、保育が困難な場合	8	
	親族の介護・看護にあたっていて、保育が困難な場合	7	
災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により、その復旧に当たっている場合	12	
	ひとり親世帯で、保育施設入所により自立の促進が図られる場合	11	
その他	児童相談所からの通知などにより、児童福祉の観点から、特に保育施設入所の必要性が高いと判断した場合	20	

* …… 従事時間により、「就労」に準じた点数とする。

点数の考え方

同じ保育園・同じクラスを希望している児童が複数人いる場合は、原則として、次の①～⑥の順に点数を比較し、より高い順位にいる方から順に内定とします。

- ①基礎点数A-1とA-2の合計の高い順
- ②B優先順位の高い順
- ③C調整項目点数の高い順
- ④父母の所得が低い順
- ⑤認可外保育施設等に預けている期間が長い順
- ⑥入所待機期間の長い世帯

①が高い方が1人であればその方を内定、①が同じ点数の方が複数人いる場合は②が高い方を内定とします。同様に、③以降についても順位の高い方から内定を決めていきます。

なお、希望順位の高低や申込した順番(申し込みの早さ)は審査の順位に影響しません。詳しくは次のページの【審査の例】をご確認ください。

A-2 基礎点数（加算・減算項目）

項目	点数	必要書類
①生活保護を受けており、児童が入所すること及び保護者が就労することなどで自立促進が図られると判断した場合	+1	生活保護受給中であることが確認できる書類(福祉事務所が発行したものに限り)
②きょうだいが在園している施設を希望する場合	+2	
③本人含めきょうだい3人以上が同時に希望する場合 ※内定辞退があった場合は、他の児童も内定取り消しとなる場合がある	+2	
④以前、産休・育児休業の取得を理由に退園した児童が、再度同じ保育施設を希望する場合	+2	
⑤在園している(していた)児童に保育料の滞納がある場合	-20	
⑥市内の認可保育施設、藤沢市認定保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭として復職するまたは就労内定している場合 ※転園申請、市外在住者の就労内定は除く	+6	(1)就労証明書(2)保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書(3)保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写しの全て
⑦上記⑥に記載の施設にて、保育補助者として復職するまたは就労内定している場合 ※転園申請、市外在住者の就労内定は除く	+2	(1)就労証明書(2)保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書の全て
⑧市外在住者による在勤要件での申込み(⑥⑦に該当する場合は除く)又は転入予定先の契約書等の提出がない場合	-10	
⑨保護者が育児休業を取得しており、育児休業延長希望の意思がある場合 ※藤沢市在住・転入予定に限る	-30	教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書にその旨が記入されている場合 かつ 基準日時点で育児休業を取得していることが確認できる就労証明書
⑩内定辞退をした場合、又は、申込締切日以降にその月の申込取下げをした場合	-2	
⑪※4月入所審査のみ適用 地域型保育事業等(※2)の空園に伴い、他の保育施設を利用する場合	+5	

*2 …… 家庭的保育事業、小規模保育事業、藤沢ベビーセンター、とさわぎ保育園2歳コース、湘南台つづみ、藤沢市年度限定保育事業

B 優先順位

父母のそれぞれ別の項目について、高い方を採用します。

優先	要件
A	災害
B	その他
C	ひとり親
D	疾病・障がい
E	出産
F	就労
G	介護・看護
I	就学
J	就労内定(開業予定)
K	求職中

高
↑
↑

↓
↓
低

ひとり親世帯の場合は、A-1基礎点数は11点、B優先順位はC、C調整項目はひとり親の就労時間などに準じた点数に各項目の加減点した点数で審査します。

注意事項

- 転園申請について
入所後6ヶ月間は新規入所申込者を優先とします。
※転居・きょうだいが別々に入所している等のやむを得ない事情がある場合を除く(申込時にお申し出ください)
②児童や保育施設(事業所)内保育事業(従業員枠を除く)又は、保育に当たって特別な配慮が必要と判断される児童について
審査順位が上位であっても、受け入れ状況によっては入所を見送る場合があります。
- 内定辞退した場合
令和3年4月以降の審査にて内定辞退後、新たに入所申込みをした場合、入所決定するまで基礎点数が2点減算となります。
- 書類不足の取り扱いについて
基準日時点で提出書類が不足している場合、次のとおり審査となります。
・A-1基礎点数(基本)の必要書類がない場合
求職中の3点として審査を行います。
・A-2基礎点数(加算・減算項目)、C調整項目の必要書類がない場合
加減点をせずに審査を行います。
なお、C調整項目⑨の育児休業期間については、各月基準日時点での育児休業延長又は復職が確認できない場合は、2度目の審査から基礎点数が3点の取り扱いとなります。
- その他
お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況により、保育施設の人員体制等から、お子様を安全に保育することができないと判断される場合は、入所見送りとなる場合があります。

C 調整項目

父母のA基礎点数の表に基づいた点数の高い方を採用します。それに対し、次の該当項目を加減点したものを調整項目の点数とします。

項目	点数	必要書類
①2人以上のきょうだいが同時に入所を申込する。	+2	
②双子・3つ子等(多胎児)が同時に入所を申込する。	+2	
③申込児童を認可外保育施設(事業所)内保育事業(従業員枠を除く)又は、保育に当たって特別な配慮が必要と判断される児童について ベビーシッターへ有償(月極)で預けている。 ※育児中、週3日以内の一時預かり利用又は託児所は除き、市内在住者に限る	+3	現在その施設に在籍していることが確認できる保育証明書
④申込児童を上記を除く施設等に有償で預けている。 ※育児中、認可保育施設又は親族は除き、市内在住者に限る	+2	現在その施設に在籍していることが確認できる保育証明書
⑤父母ともに住民税(税額控除を除く)が非課税である。	+1	直近で転入した場合は非課税証明書
⑥生計を一にしている18歳未満のきょうだいが、申込児童を含め3人以上いる。	+1	
⑦身体障がい者手帳(3級以上)、療育手帳もしくは精神障がい者保健福祉手帳の交付、又は要介護認定3、4、5(在宅介護に限る)を受けている同居の家族(申込児童、保護者を除く)がいる。 ※疾病・障がい、要件、介護・看護要件の世帯は除く	+2	該当者の各種手帳又は要介護度が分かる書類のコピー
⑧父母のどちらかが長期入院や単身赴任により昼夜問わずに不在している。	+2	長期入院の場合・・・入院期間が記載されている診断書 単身赴任の場合・・・単身赴任について記載のある就労証明書
⑨入所に伴い、産前産後休暇又は育児休業からの復職が見込める。 ※他の事業所で就労や自営等をしている場合を除く	+2	基準日時点で産前産後休暇又は育児休業を取得していることが確認できる就労証明書
⑩ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない。 ※申込児童のきょうだい及び調整項目⑦に該当する世帯員を除く	+3	
⑪入所後に、現在の勤務先での就労時間・日数が増える(月30時間から60時間)に増える、などの程度は適用外	+1	増加後の就労時間・就労日数が記載されている就労証明書(現在の就労状態を示すものとは別に必要です)

【審査の例】

[申込者の状況]
今回の審査では ▲保育園の1歳児クラスは空きが1人あり、次の児童Aと児童Bの2名が申し込みをしている。

<児童A>

▲▲保育園の1歳児クラスを第1希望としている。企業主導型保育事業の地域枠を利用中。

父・・・月に160時間就労 母・・・月に120時間就労

→ 他の加減算項目に該当がなければ、基礎点数は9点(母の就労時間)、優先順位はF、調整項目の点数は13点(父の基礎点数10点 + 企業主導型保育事業地域枠利用で3点 =13点)

<児童B>

▲▲保育園の1歳児クラスを第8希望としている。第1～7希望の保育施設は空きがない。育児休業中の母が自宅で保育している。

父・・・離婚しており不在 母・・・月に170時間就労(育児休業中)

→ 他の加減算項目に該当がなければ、基礎点数は11点(ひとり親世帯)、優先順位はC、調整項目の点数は12点(母の就労基礎点数10点 + 育児休業からの復職が見込めるため2点 =12点)

[審査]

児童Bの第1～7希望の1歳児クラスに空きがあれば審査を行うが、今回は空きがないため審査はできない。

▲▲保育園は児童Bの第8希望だが、▲▲保育園を第1希望にしている児童Aよりも基礎点数が高いため、児童Bが内定となる。

内定後・入所後の注意事項

就労開始・復職について

入所審査時点での状況に応じて、入所後、次の期日までに保護者の方に就労開始や復職等をしていただく必要があります。なお、期日までに就労開始や育児休業からの復職が出来ない場合は退園となりますのでご注意ください。

- ◆育児休業を取得している場合・・・入所した翌月の15日までに復職
※入所決定後、復職せずに退職した場合であっても、入所後の翌月15日までに就労を開始する必要があります。この場合、期日までに同程度の時間で就労を開始していることの確認が取れない場合は、退園となります。
- ◆求職中・就労内定中・月64時間未満の就労をしている場合・・・入所から2か月以内に月64時間以上の就労開始

市外在住者について

市外在住の方が藤沢市認可保育施設に内定した場合は、次のことにご確認ください。

- ◆転入予定で申し込みをしていた場合・・・入所月前月末までに藤沢市への転入手続きを行い、藤沢市保育課へ所定の書類(内定時にご案内いたします)をご提出ください。なお、転入及び手続の完了が確認できない場合は内定取り消しとなります。
- ◆在勤要件で申し込みしていた場合・・・父母のどちらかが藤沢市に在勤している限りは利用を継続することができます。退職等により、藤沢市への在勤者がいなくなった、又はお住まいの市町村において保育の認定がなくなった時点で退園となります。
- ◆湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1～110番地)在住の場合・・・左記番地内に居住している限りは利用を継続することができます。茅ヶ崎市堤地区(1～110番地)及び藤沢市以外に転居した、又は茅ヶ崎市において保育の認定がなくなった時点で退園となります。

内定辞退／育休から復職せずに退園する場合

内定辞退をご希望の場合は、保育課及び内定した保育施設へご連絡の上、速やかに「保育施設入所申込取下届・内定辞退届」(入手先はP34の二次元コード①参照)を保育課へ提出し、保護者の本人確認書類のコピーの添付又は窓口で原本をご提示の上、内定辞退の届け出を行ってください。提出がない場合、辞退は認められませんのでご注意ください。

内定辞退した入所月については、入所保留通知を発行することはできませんので、併せてご承知おきください。また、内定辞退した時点で、辞退した保育施設だけではなく、申し込んだ全ての施設について取り下げとなります。再度、利用を希望する場合はもう一度全ての書類を提出していただく必要があります。

また、内定辞退したことがある児童が再度保育施設等へ入所申込みをした場合、入所決定するまで基礎点数が2点減算となります。同様に、保護者が育休中で申請したものの、入所後復職せずに退園した場合についても、内定辞退と同様に入所決定するまで基礎点数を2点減算とします。

入所後すぐに転園を希望する場合

入所の翌月から転園の申込みをすることが可能です。ただし、入所から6ヶ月を経過するまでは、原則として新規の申込みをしている方を優先して内定といたします。

入所後市外へ転出する場合

児童が市外へ転出する場合、ご利用いただいている藤沢市認可保育施設は原則退園となります。ただし、転出先での保育施設への入所がかなわない場合は、転出先の市町村で所定の手続きを行うことにより、その年度内に限り、在園している認可保育施設を継続して利用することができます。また、転出後も父母のいずれかが藤沢市にて在勤・在学している場合は、年度をまたいだ後も藤沢市認可保育施設を継続利用することができます(退職等により、藤沢市への在勤者がいなくなった、又は住民登録地である市町村において保育の認定がなくなった時点で退園)。

転出後も藤沢市認可保育施設を利用したい場合は、手続きのご案内をいたしますので、転出前に藤沢市保育課へご連絡ください。

長期欠席する場合

連続して2か月以上保育施設を欠席(長期入院や保護者の里帰り出産などを含む)する場合は、原則として退園となります。長期欠席をする予定がある場合は、必ず事前に保育課へご相談ください。

状況が変わった場合

保護者の就労の内容が変わった(転職、育休開始、退職など)、家族構成が変わった(別居、同居、離婚など)等、児童や家族の状況が変わった場合は、その都度所定の書類を提出する必要があります。詳細は、内定・入所後に保育施設又は保育課へお問い合わせください。

よくある質問



Q1：保育施設の空き状況を知りたい。

A：藤沢市ホームページにて毎月の審査後(およそ20日頃)に掲載しています。なお、掲載されているデータは随時更新ではありませんのでご了承ください。また、保育施設の状況によっては、定員上空きがあっても満員まで受け入れをすることができない場合もありますので、ご了承ください。

Q2：申込ナビ(この冊子)を読んだけれど、保育施設の申込みや選び方についてより詳しく相談したい。

A：本冊子でご不明点がございましたら、保育課までお問い合わせください。また、藤沢市では「保育コンシェルジュ」による予約制の相談業務を行っております。詳細はP34のご案内及び二次元コードをご覧ください。

Q3：希望保育施設の見学をしていない場合は審査に影響しますか？

A：家庭的保育事業につきましては、申込みにあたり見学が必須です。他の保育施設については見学の有無は審査に影響しませんが、持病やアレルギーなどがある場合は、申し込み前に必ず保育施設に事前見学又は事前相談をしてください。

Q4：就労先での育児休業の取得(延長)申請のために、入所保留通知が必要と言われた。

A：就労先から指定を受けた対象期間をご確認の上、入所申し込みを行ってください。いかなる理由においても、申し込みをしていない月や申込取り下げをした月における結果通知はできませんのでご注意ください。

また、審査の結果内定し、内定辞退をした場合には、入所保留通知を発行することはできません(内定通知の発行のみの取り扱いとなる)のでご承知おきください。

なお、就労先によっては申込書類のコピーを保護者へ求めることがあります。原則、申込受付後の申込書類についてはコピーを保育課から交付することはできません。就労先にご確認の上、必要に応じて、申込前にご自身でコピーをおとりください。

Q5：藤沢市内の認可保育施設と藤沢市外の認可保育施設の両方を申込みたい。

A：市区町村によってお申込みできる要件が異なりますので、各市区町村にご確認ください。また、申請されたいいずれかの施設において内定された場合には、その他市内外全ての保育施設の申込みは取り下げとなります。また、市内外それぞれの施設において内定され、藤沢市の保育施設を内定辞退する場合には-2点の減算の対象となります。他の認可保育施設へ転園を希望する場合は、改めてお申込みいただく必要がございます。

なお、申請される際は、必ず市内認可保育施設申し込み分と、市外認可保育施設分とで1部ずつ書類をご用意ください。

Q6：小規模保育施設卒園児とそのきょうだいの加点について知りたい。

A：小規模保育事業の卒園児が卒園時に他園への転園をする際に、卒園児以外で同時に新年度4月からの入所を希望しているきょうだいがいる場合は、卒園児が内定した施設に対するきょうだい加点(基礎点に+2点の加点)は4月の2次審査から反映となります(一次審査の時点では同時に小規模保育施設の行き先も審査しているため、きょうだいに加点をすることはできません)。詳細は下記例をご確認ください。藤沢ベビーセンター、湘南台つぼみ、ときわぎ保育園(2歳コース)卒園児についても同様の取扱いとなります。

また、小規模保育事業については定員の弾力化を行い、3歳児まで受け入れが可能な場合もありますので、保育施設へお問い合わせください。

小規模卒園児のきょうだい加点(新年度)の例

(例)

【兄】藤沢太郎：小規模保育施設 A を令和6年3月に卒園し、小規模保育施設 A の連携園の認可保育施設 B へ令和6年4月より転園内定。

【妹】藤沢花子：令和6年4月からの新規申請。令和6年4月の1次審査分から入所申込み。希望園のうち1つが認可保育施設 B である。

→【4月1次入所審査】この時点では太郎の内定先が決まっていないため、Bにおけるきょうだい加点を花子に適用することは不可

→【4月2次入所審査以降】花子のBの入所審査についてのみ加点(他の保育施設の審査についてはきょうだい加点なし)

Q7：4月入所の1次申込期間中に、申込についての質問や相談はできますか？

A：電話・窓口ともにお問い合わせやご相談は可能です。ただし、その場で申込書類を提出することはできませんのでご了承ください(申込書類・返信用封筒を封筒に封緘した状態で専用BOXに投函していただく形のみ受付可能です)。また、期間中は混雑が予想されますので、日にちに余裕をもってご相談や、保育コンシェルジュの予約などご検討ください。

Q8：待機順位や申込人数などを確認することはできますか？

A：入所申込み及び審査を行った保育施設のクラスにおける、内定者を含む申込み順位については回答できます。ただし、問い合わせは窓口にて書面でご申請いただき、後日回答(最長で2週間後)となりますのでご了承ください。なお、申込人数についてはQ1の空き状況同様、藤沢市ホームページに記載しています。

Q9：認可保育施設の入所を待っている間、子どもを別のところに預けたい

A：藤沢市には、一時預かり事業、認可外保育施設、幼稚園、ファミリーサポート事業など、認可保育施設の他にも児童を預ける事業があります。ご家庭の状況にあわせて、利用をご検討ください。詳しくは、施設に直接お問い合わせいただくか、P34の二次元コード(⑦～⑩)をご利用ください。

特別保育について

藤沢市では通常保育以外にも多様な保育ニーズに対応できるよう、次のとおり特別保育事業を実施しています。

一時預かり

家庭において保育をうけることが一時的に困難となった児童について、必要な保育を行う事業です。

(1)非定型の一時預かり

保護者の就労・就学・職業訓練等の理由により、曜日と時間が固定されている場合、**週3日以内**で利用できます。利用にあたっては、就労や在学を証明する書類が必要となります。

(2)緊急の一時預かり

通院・冠婚葬祭など社会的にやむを得ない場合、**月10日以内**で利用ができます。保護者の出産・入院の場合は**1申請で14日以内**です。

(3)私的理由による一時預かり

保護者の育児負担軽減(リフレッシュ)などの私的理由の場合、**月4日以内**の利用ができます。

◆対象

市内に居住している1歳以上の未就学児(認可保育施設・認定こども園(保育利用)・小規模保育事業・家庭的保育事業を利用している方を除く) **※離乳食の提供はしていません。**

◆保育料(内 給食食材料費 220 円)

全年齢共通 ★4 時間以内 1 日 1,200 円
★4 時間を超える場合 1 日 2,400 円

※保育料には、給食提供の有無に関わらず、給食食材料費が含まれます。

※P5にて記載の無償化の対象となる場合は、別途、**保育課幼児教育(無償化)担当(TEL:0466-50-8226)**でのお手続きが必要です。

※給食食材料費は無償化の対象にはなりません。

◆保育時間

月～金曜日(ただし保育施設の開所日) 8:30～17:00のうち1日当たり最長8時間

◆利用手続き

①**ご利用にあたっては、実施施設への利用登録が必要です。**まずは、下の表の実施施設のうち、ご希望の実施施設へ直接お電話の上、登録申請を行ってください(登録申請時には面接が必要となります)。

②登録申請をした施設にて、利用申請を行ってください。

- ・受け入れの条件については、施設によって異なる場合がありますので、実施施設へお問い合わせください。
 - ・緊急的・私的理由による一時預かりの登録申請は利用希望日の1ヶ月前から受付をします。非定型の一時預かりの登録申請については実施施設にお問い合わせください。
 - ・申請に必要な書類は、藤沢市ホームページ(P34の二次元コード⑦)をご覧くださいか、保育施設へお問い合わせください。
 - ・希望日に多数の利用申請がある場合は、受け入れできない場合があります。
- ※利用の予約を行った後に、やむを得ずキャンセルする際には、必ず利用日の前日までに実施施設にご連絡ください。

◆実施施設(2023年9月時点)

保育施設の状況により、**年度途中で中止や実施内容の変更を行うことがあります。**

< 公立保育園 >

・鶴沼保育園 TEL0466-36-4539
・湘南台保育園 TEL0466-43-3809

・善行保育園 TEL0466-81-6195
・小糸保育園 TEL0466-87-9140

< 法人立保育園 >

・白旗保育園 TEL0466-26-3440
・二葉保育園 TEL0466-33-1823
・富士見保育園 TEL0466-25-7211
・キティ湘南 C-X TEL0466-30-3515
・グリーンキッズ 湘南ライフタウン TEL0466-53-8544
・保育園77キッズ 湘南 TEL0466-47-3910
・藤沢ひばりっこ保育園 TEL080-9025-6657
・グリーンキッズ 湘南善行駅前 TEL0466-90-3733

・村岡保育園 TEL0466-26-6460
・保育園小さなほし TEL0466-41-3660
・グリーンキッズ 湘南 TEL0466-81-7300
・湘南まるめろ保育園 TEL0466-36-0500
・たかすな保育園 TEL0466-86-7676
・グリーンキッズ 湘南村岡 TEL0466-90-5858
・グリーンキッズ 湘南ミナパーク TEL0466-53-7444

休日保育

※この事業は認可保育施設・認定こども園(保育利用)を利用、又は家庭的保育事業・小規模保育事業を利用している児童が対象です。

日曜日又は休日において、保護者の就労等により家庭での保育が困難な児童に対して保育を行う事業です。

◆実施施設(2023年9月時点)

・キディ 鶴沼・藤沢 本園	Tel0466-52-2345	・キディ 湘南C-X	Tel0466-30-3515
・どれみチャイルドくらぶ にじ	Tel0466-44-0194		

◆対象 生後6ヶ月経過後から小学校就学前までの児童で、認可保育施設・認定こども園(保育利用)を利用していること、家庭的保育事業及び小規模保育事業を利用していること。

◆利用料 なし(0円)

◆利用時間 日曜日及び祝日(12月29日～1月3日は休所) 7:00～18:00

◆利用定員 各施設につき1日おおよそ10名

◆利用手続き

①利用する前にあらかじめ利用登録が必要です。事前に実施施設へご連絡いただき、次の書類をご提出ください。

《提出書類》登録申請書(裏面に在籍施設での在籍確認が必要です)、就労証明書

《持参するもの》健康保険証、小児医療証、母子健康手帳、支給認定証

②利用希望日の前月20日まで(休日等にあたる場合は直前の平日まで)に実施施設へ直接ご連絡ください。

《提出書類》利用申込書…実施施設へご提出ください。

※やむを得ず休日保育をキャンセルする場合は、利用日の直前の平日午後5時までにご連絡いただき、当日のキャンセルはご遠慮くださいますようお願いいたします。

※認可保育施設等の入所前に、ご利用の登録・申込みは出来ませんのでご注意ください。

※登録申請書及び利用申込書は実施施設、保育課又は藤沢市のホームページ(P34)にあります。

病児・病後児保育

※病児・病後児保育の詳細につきましては、実施施設にお問い合わせいただくか、保育課ホームページでご確認ください。

病児保育

病気の回復期に至らないため集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等により家庭における保育が困難であると認められる児童に対して保育サービスを行う事業です。

◆実施施設(2023年9月時点)

・長後中央医院併設型 病児ほいくしつ湘南	Tel0466-43-6307	・藤が岡保育園 病児保育室	Tel0466-27-8250
----------------------	-----------------	---------------	-----------------

◆利用料 2,000円(1日あたり)

◆利用時間

・長後中央医院併設型 病児ほいくしつ湘南

月曜日～金曜日(木曜定休・祝日及び年末年始除く)

8:30～18:00

・藤が岡保育園 病児保育室

月曜日～土曜日(日曜・祝日・12月29日～1月3日は休所)

8:00～18:00

◆利用期間 1回(1疾病)当たり7日間まで《原則》

◆利用定員 長後中央医院併設型 病児ほいくしつ湘南：6名、藤が岡保育園 病児保育室：4名

病後児保育

病気の回復期にあることから集団保育が困難であり、かつ、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に一時的に保育を行う事業です。

◆実施施設(2023年9月時点)

・キディ 鶴沼・藤沢 本園	Tel0466-52-2345	・保育園小さなほし	Tel0466-41-3660
・キディ 湘南C-X	Tel0466-30-3515		

◆利用料 1,500円(1日あたり)

◆利用時間 月曜日～土曜日(日曜・祝日・12月29日～1月3日は休所)

7:00～18:00(土曜日は17:00まで)

◆利用期間 1回(1疾病)当たり7日間まで《原則》

◆利用定員 キディ 鶴沼・藤沢 5名、キディ 湘南C-X 6名、小さなほし 6名





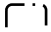
※定員を超えての受け入れはできません。



特別保育の実施施設は、年度途中で変更になる場合があります。最新の情報は、保育課にお問い合わせいただくか、藤沢市ホームページ(P34)でご確認ください。

認可保育施設マップ

※2023年9月時点

-  ・・・ 公立
-  ・・・ 法人立
-  ・・・ 小規模保育事業
-  ・・・ 家庭的保育事業
-  ・・・ 認定こども園



□ 法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
53	御所見愛児園	48-1070	用田569
54	神愛保育園	44-0065	高倉745
55	遠藤保育園	87-3251	遠藤2469
56	六会保育園	81-5011	亀井野914-5
61	下土棚保育園	44-2670	下土棚1014-1
63	亀井野保育園	82-1654	亀井野4-4-2
64	大庭保育園	87-1795	遠藤732-9
65	五反田保育園	87-8764	石川646-22
71	五反田つばさ保育園	86-6558	石川3-30-12
99	アスク長後保育園	46-3251	高倉672-4
102	湘南たんぼぼ保育園	87-8000	石川6-18-46
125	藤沢湘南台雲母保育園	41-2511	湘南台7-47-13

△ 家庭的保育事業 ※申込み時点で見学済みであることが必須です。

施設番号	施設名	電話番号	住所
301	さくら保育室	44-2105	長後1432-46

市内保育施設の位置情報は、こちらの二次元コードでもご確認いただけます。




認定こども園

施設番号	施設名	電話番号	住所
502	藤沢いずみ幼稚園	81-2808	亀井野3224

法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
51	わかたけ保育園	34-2417	辻堂3-9-16
57	神明保育園	25-3518	鶴沼神明5-5-32
58	富士見保育園	25-7211	片瀬5-13-15
59	白旗保育園	26-3440	藤沢2-5-1
62	二葉保育園	33-1823	鶴沼海岸6-6-10
66	高谷保育園	26-2737	村岡東3-413-1
69	しんめいはじめ保育園	54-9906	鶴沼神明1-4-21 NTTコム湘南藤沢ビル1F
72	キディ鶴沼・藤沢	52-2345	鶴沼藤が谷1-7-8
75	グリーンキッズ湘南	81-7300	大庭7990-1
77	キディ鶴沼・藤沢(分園)	52-2370	鶴沼藤が谷1-8-16
79	湘南ひばり保育園	86-7766	柄沢2-7-23
80	保育園アワーキッズ辻堂	86-5519	辻堂2-7-7 ウィンディ湘南2F



公立

施設番号	施設名	電話番号	住所
3	鶴沼保育園	36-4594	本鶴沼3-16-25
5	善行保育園	81-6169	善行2-18-1
7	明治保育園	36-1221	城南3-6-18
8	浜見保育園	34-4545	鶴沼海岸4-7-34
10	善行乳児保育園	82-0521	善行2-18-5
11	柄沢保育園	26-1355	柄沢1-6-5
14	高山保育園	33-1022	辻堂新町4-2-3
15	またの保育園	81-8727	西俣野1962-2
16	小糸保育園	87-9121	大庭5103-3

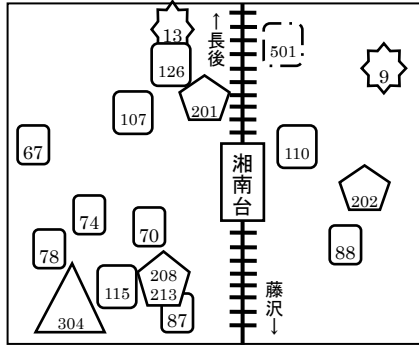
小規模保育事業

施設番号	施設名	電話番号	住所
203	保育ルーム フロール	90-0466	善行7-6-10知マル齋ビル1F
212	ブライトキッズ大鋸保育園	53-8381	大鋸3-3-27
215	ニチイキッズ本鶴沼保育園	30-6055	本鶴沼4-7-9 クリエイト湘南第7ビル2F
216	大庭あにまる保育園	41-9735	大庭5404-7 湘南エスパス3F
217	スクールエンジェル保育園辻堂元町園	52-4367	辻堂元町5-13-11
218	ぼとふ藤沢	90-4812	辻堂元町1-11-3 山口ビル1F

法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
83	にじいろ保育園鶴沼神明	52-4601	鶴沼神明5-8-12
86	にじいろ保育園本鶴沼	41-9100	鶴沼桜が岡3-4-16
89	湘南まるめろ保育園	36-0500	城南1-16-16
90	グリーンキッズ湘南ライフトاون	53-8544	大庭5406-14
91	保育園あんふあん	53-8558	辻堂1-4-2 1Fビル2F・3F
93	善行あさぎ台保育園	47-9104	善行3-14-7
94	善行あにまる保育園	84-2358	善行7-3-5 プランツ善行1F
95	たかすな保育園	86-7676	辻堂西海岸2-12-1
96	鶴沼げんきっず保育園	35-6655	本鶴沼4-9-3
98	Gakkenほいくえん 藤沢SST	54-7167	辻堂元町6-17-1
101	辻堂すきつづ保育園	86-7357	辻堂6-14-5
104	辻堂あいまる保育園	33-7800	辻堂6-4-3
105	わかたけ第2保育園	90-5612	辻堂1-5-5
106	グリーンキッズ湘南村岡	90-5858	渡内3-8-67
108	湘南わかっか保育園	35-8300	城南1-21-17
111	ニチイキッズ湘南鶴沼保育園	38-6261	本鶴沼3-12-33 ヘルプラザ1F
112	藤沢ひばりっこ保育園	47-6627	本町4-12-1 CASSIA藤沢本町2F
114	ミラツ湘南鶴沼保育園	47-7415	鶴沼藤が谷1-1-5 江ノ電ビル2F
117	善行・学びの保育園	86-5864	善行6-1-5
118	藤沢本町雲母保育園	25-8720	鶴沼神明5-11-13
127	ヴィラまなびの森保育園辻堂	52-5123	辻堂1-4-26

湘南台駅周辺エリア



※ときわぎ保育園2歳コース（ときわぎ保育園と同住所）の施設番号は990です。

公立

施設番号	施設名	電話番号	住所
9	湘南台保育園	43-3830	湘南台6-31-6
13	しぶやがはら保育園	44-4855	湘南台4-30-14

法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
67	ときわぎ保育園	45-3711	円行2-3-1
70	すくすく保育園	44-2945	湘南台2-13-8 神中第5ビル2F
74	保育園小さなほし	41-3660	湘南台3-9-1
78	ときわぎ保育園(分園)	86-7111	円行2-10-5
87	湘南台南保育園	53-8014	湘南台2-31-11
88	湘南台もりのこ保育園	41-5355	湘南台1-21-10
107	湘南台つぼみ	53-9868	湘南台4-10-24
110	湘南台よつば保育園プラス	86-5255	湘南台1-1-1 湘南台ダイヤモトマンション2F
115	湘南あかね保育園	90-5803	湘南台2-18-7 水嶋ハイツ1F
126	トレッチャキッズしようなんたい保育園	47-9610	湘南台4-18-17

小規模保育事業

施設番号	施設名	電話番号	住所
201	どれみちやいんど保育室	43-0194	湘南台4-5-1 フレシャ湘南台2F
202	湘南台よつば保育園	41-3788	湘南台1-9-2 NKビルⅡ102
208	どれみチャイルドくらぶそら	44-0194	湘南台2-18-9~202・203
213	どれみチャイルドくらぶにじ	44-0194	湘南台2-18-9 1F

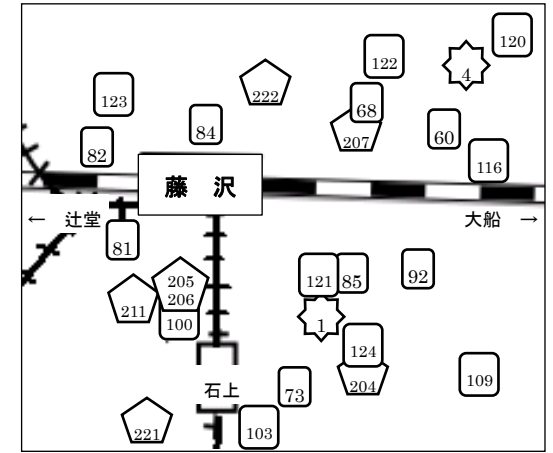
認定こども園

施設番号	施設名	電話番号	住所
501	広田幼稚園	44-6335	湘南台5-28-1

△家庭的保育事業 ※申込み時点で見学済みであることが必須です。

施設番号	施設名	電話番号	住所
304	ちゅうりっぷ保育室	61-5680	湘南台3-13-10-114

藤沢駅周辺エリア



公立

施設番号	施設名	電話番号	住所
1	藤沢保育園	22-6889	鶴沼石上1-11-5
4	藤が岡保育園	22-2794	藤が岡2-3-5

法人立

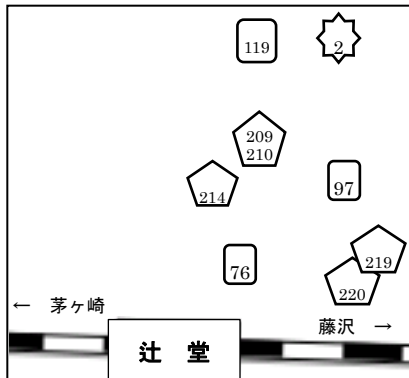
施設番号	施設名	電話番号	住所
60	村岡保育園	26-6431	大鋸1-2-15
68	藤沢ベビーセンター	22-5245	藤沢145
73	石上保育園	54-3311	鶴沼石上3-1-8
81	藤沢もりのこ保育園	24-5000	鶴沼花沢町1-12 第五相澤ビル2・3F
82	にじいろ保育園藤沢	54-8989	藤沢989-4
84	あいまる保育園	52-4150	藤沢551-1 日進ビル2F
85	ゆめの森保育園	50-2896	鶴沼石上1-5-9 かが・サンエビル2F
92	保育園アワーキッズ南藤沢	53-9530	南藤沢17-10 グレイシャSK湘南1・2F
100	保育園アワーキッズ湘南	47-3910	鶴沼橋1-6-2
103	アスクくげぬま北保育園	22-0005	鶴沼石上3-1-3
109	さくらうみ保育園本園	52-8331	川名256-13 ナーサリー湘南1F
116	きつざワン弥勒寺保育園	47-3694	弥勒寺1-5-1
120	ピノキオ幼児舎藤沢保育園	41-9451	弥勒寺3-15-3
121	藤沢クローバー保育園	52-7625	鶴沼石上1-7-8
122	湘南クレヨン保育園朝日町園	21-8800	朝日町19-8
123	藤沢西保育園	20-1130	藤沢1022-1
124	藤沢よつば保育園プラス	20-7700	鶴沼石上2-6-9

小規模保育事業

施設番号	施設名	電話番号	住所
204	マシユマロ保育園	55-5560	鶴沼石上2-8-5
205	藤沢よつば保育園第一	47-8812	鶴沼橋1-1-7 2F
206	藤沢よつば保育園第二	47-8812	鶴沼橋1-1-7 2F
207	湘南クレヨン保育園	55-1419	朝日町11-3~101
211	さくらうみ保育園鶴沼橋園	47-6364	鶴沼橋1-3-8 グレイシャK鶴沼1F
221	サクラフェリーチェ保育園鶴沼桜が岡	28-0123	鶴沼桜が岡1-6-5
222	グリーンキッズ湘南ミナパーク	53-7444	藤沢607-1 藤沢商工会館ミナパーク1F

※全て2023年9月時点のものです。

辻堂駅北側エリア



公立

施設番号	施設名	電話番号	住所
2	辻堂保育園	36-6695	羽鳥1-1-70

法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
76	キディ湘南C-X	30-3515	辻堂神台1-3-39 オザワビル2・3F
97	アスク辻堂保育園	30-0380	辻堂新町1-14-19
119	辻堂ももはな保育園	53-9451	藤沢市羽鳥1-1-20

小規模保育事業

施設番号	施設名	電話番号	住所
209	きつざワンメイト保育園	54-8835	辻堂神台2-2-44 3F
210	きつざワンフレンズ保育園	54-8835	辻堂神台2-2-44 3F
214	キッズ大陸mini辻堂園	31-0530	辻堂神台2-2-1 アイロス1F
219	プリーズキッズ保育園辻堂新町園	54-9353	辻堂新町1-4-10
220	プリーズキッズ保育園辻堂駅前園	52-6036	辻堂新町1-2-21 新町GⅡビル203

認可保育施設基本情報

※下記の表をご覧いただく際の注意点※

- 児童の発達状況等によっては預かり時間が変わる場合があります。
- 保育施設の状態等によっては、規定の月齢での対応ができない場合もあります。
- 最新の状況は各施設にご確認ください。
- 「駐車場」表記に★印がついている場合は、駐車場制限、要事前登録、有料等諸条件を設定している場合がありますので、詳細は施設まで直接お問い合わせください。
- 施設番号の後ろに「★」マークがついている園については3歳児以降（68 藤沢ベビーセンター 及び 107 湘南台つばみは4歳児以降）に必ず転園が必要となります。
- 家庭的保育事業（301 さくら保育室 及び 304 ちゅうりっぷ保育室）については希望前に必ず事前見学が必要です。

各園独自のHP、園庭の有無、近くの公園の情報などについては、P34の二次元コード⑥からご確認ください！



公立

施設番号	施設名	定員					預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳						5歳
1	藤沢保育園	15	25	30	35	37	38	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
2	辻堂保育園	15	25	30	35	37	38	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
3	鶴沼保育園	9	15	18	20	21	27	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	● 園舎移転予定有り（時期未定、現園舎北側隣地付近）
4	藤が岡保育園	12	20	24	28	28	28	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
5	善行保育園					38	40	7:00～19:00	7:00～18:00	3歳児クラスより	○	● 園舎移転予定有り（時期未定、善行市民センター・公民館近接地付近）
7	明治保育園	6	10	12	17	22	23	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	● 施設老朽化等の状況を踏まえ閉園について検討を行う施設
8	浜見保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
9	湘南台保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	
10	善行乳児保育園	12	20	28				7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	● 園舎移転予定有り（時期未定、善行市民センター・公民館近接地付近） ● 3歳児クラスからは「5 善行保育園」に転園となります。
11	橋沢保育園					30	30	7:00～19:00	7:00～18:00	4歳児クラスより	○	● 閉園予定のため受入規模を段階的に縮小
13	しずやがはら保育園	15	20	24	26	27	28	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
14	高山保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	
15	またの保育園	6	9	15	20	20	20	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
16	小糸保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	● 施設老朽化等の状況を踏まえ閉園について検討を行う施設

施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
51	わかたけ保育園	12	18	18	18	18	7:00～19:00 ※0歳クラスは離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○		
53	御所原愛児園	15	22	26	28	30	7:00～19:00 ※0歳児クラスは要相談	満5ヶ月より	○		
54	神愛保育園	9	15	20	24	26	7:00～19:00 ※1歳未満は7:30～18:00	満6ヶ月より	○		
55	遠藤保育園	12	15	18	25	25	7:30～18:00(0～1歳クラス) 7:00～19:00(2歳クラス～)	満6ヶ月より	○		
56	六会保育園	12	15	18	25	25	7:30～18:00(0～1歳クラス) 7:00～19:00(2歳クラス～)	満6ヶ月より	○※		
57	神明保育園	12	16	19	26	26	7:30～18:00(0歳児クラス) 7:00～19:00(1歳児クラス～)	満5ヶ月より	○※		
58	富士見保育園	12	20	24	27	30	7:15～19:15 標準時間保育は7:15～18:15	満6ヶ月より	○※		
59	白旗保育園	12	17	20	23	24	7:15～18:15(0歳クラス) 7:15～18:45(1歳クラス～) ※満1歳までは8:30～17:00 標準時間保育は7:15～18:15	満5、5ヶ月より	×		
60	村岡保育園	9	18	21	24	24	8:00～18:00(1歳児未満) 7:00～19:00(1歳児以上)	満6ヶ月より	○		
61	下土棚保育園	12	18	22	24	26	7:15～18:15(0歳クラス) 7:15～18:45(1歳クラス～) ※満1歳までは8:00～17:30 標準時間保育は7:15～18:15	満6ヶ月より	○		
62	二葉保育園	12	18	20	22	24	7:15～18:15(0歳クラス) 7:15～18:45(1歳クラス～) ※満1歳までは8:30～17:00 標準時間保育は7:15～18:15	満5、5ヶ月より	○	・建て替え工事のため仮園舎(旧浜見保育園:磯沼海岸4-1 7-6)に一時的移転中。	
63	亀井野保育園	10	20	24	24	24	7:30～18:00(0～1歳クラス) 7:00～19:00(2歳クラス～)	満6ヶ月より	○		
64	大庭保育園	12	17	22	24	25	7:00～19:00	満5ヶ月より	○		
65	五反田保育園	12	25	28	28	29	7:00～19:00	満5ヶ月より	○※		
66	高谷保育園	12	20	24	24	24	7:00～19:00	満5ヶ月より	○		

施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
67	ときわぎ保育園	15	25	25			7:00～19:00	7:30～17:00	満6ヶ月より	○	・3歳児クラスからは「78 ときわぎ保育園分園」に転園となりませう。
990★	ときわぎ保育園(2歳コース)		5	5			7:00～19:00	7:30～17:00	1歳児クラスより	○	
68★	藤沢ベビーセンター	11	15	15	15		7:30～20:00 標準時間保育は7:30～18:30	7:30～19:00 標準時間保育は7:30～18:30	満2ヶ月より	○	
69	しんめいはじめ保育園	9	15	16	17	17	8:30～17:00(0歳児クラス) 満1歳の誕生日から7:30～18:00(要相談) 7:00～19:00(1歳児クラス～)	7:00～17:00(1歳児クラス～) ※0歳児クラスは要相談	満6ヶ月より	○※	
70	すくすく保育園	6	9	9	12	12	7:00～20:00 ※満1歳までは8:00から ※離乳食終了までは19:00まで	8:00～18:00 ※0歳児クラスは要相談	満5ヶ月より	×	
71	五反田つばき保育園	9	15	24	24	24	7:00～19:00	7:30～17:00	満6ヶ月より	○※	
72	キティ髭沼・藤沢	12	15	18	20	26	7:00～20:00	7:00～18:00	満3ヶ月より	○	
73	石上保育園	6	8	10	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00	満5ヶ月より	○※	
74	保育園小ざなほし	6	12	12	12	12	7:00～20:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○※	
75	グリーンキッズ湘南	15	20	24	27	27	7:00～20:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
76	キティ髭沼C-X	24	35	39	44	44	7:00～20:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	
77	キティ髭沼・藤沢(分園)	6	6	6	6		7:00～20:00	7:00～18:00	満3ヶ月より	○	・4歳児クラスからは「72 キティ髭沼・藤沢本園」に転園となりませう。
78	ときわぎ保育園(分園)				25	25	7:00～19:00	ときわぎ保育園(本園)での合同保育	3歳児クラスより	○	
79	湘南ひばり保育園	15	20	24	26	27	7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	7:00～18:00 ※0歳児は要相談	満6ヶ月より	○	
80	保育園アークキッズ辻堂	15	20	24	27	27	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	×	
81	藤沢もりのこ保育園	6	10	12	14	14	7:00～20:00	7:00～20:00	満6ヶ月より	×	
82	にじいろ保育園藤沢	6	12	14	16	16	7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	○	
83	にじいろ保育園髭沼神明	6	12	14	16	16	7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	○※	

施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
84	あいまーる保育園	6	8	9	9	9	7:00～20:00	7:00～18:00	生後5日より	×	
85	ゆめの森保育園	6	10	12	14	14	7:30～19:00	7:30～18:00	満6ヶ月より	×	
86	にじいろ保育園本郷沼	6	12	14	16	16	7:00～20:00	7:00～18:00	生後5日より	×	
87	湘南台南保育園	9	12	12	13	13	7:00～19:00 ※離乳食未完了児は延長保育は要相談	7:00～18:00 ※離乳食未完了児に関しては要相談	満6ヶ月より	○	
88	湘南台もりのこ保育園	6	16	17	17	17	7:00～20:00	7:00～19:00	満6ヶ月より	○※	
89	湘南まるめる保育園	9	15	16	16	16	7:00～19:00	7:00～19:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○	
90	グリーンキッズ湘南ライフタウン	8	12	16	18	18	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
91	保育園あんふあん	6	10	11	11	11	7:00～19:00	7:00～18:00	満2ヶ月より	×	
92	保育園アワーキッズ南藤沢	9	15	18	23	23	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	×	
93	善行あさぎ台保育園	4	8	9	9	9	7:00～19:00	7:00～18:00	満5ヶ月より	○	
94	善行あにまる保育園	2	3	4	8	8	7:00～20:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
95	たかすな保育園	9	18	20	22	22	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
96	鶴沼げんきっす保育園	6	15	15	18	18	7:00～19:00	7:00～19:00	満6ヶ月より	○※	
97	アスク社堂保育園	6	10	11	11	11	7:00～20:00	7:00～18:00	満2ヶ月より	○	
98	Gakkenほいくえん 藤沢SST	6	10	11	11	11	7:00～20:00	7:00～18:00	生後5日より	×	
99	アスク長後保育園	6	10	11	11	11	7:00～20:00	7:00～18:00	満2ヶ月より	○	
100	保育園アワーキッズ湘南	9	15	24	24	24	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	×	
101	辻堂すきっす保育園	6	10	11	11	11	7:00～20:00	7:00～18:00	生後5日より	○	
102	湘南たんぼ保育園	6	10	15	16	16	8:00～18:15(0歳児クラス) 7:00～19:00(1歳児クラス) 標準時間保育は7:15～18:15	7:30～17:30 ※0歳児クラスは要相談	満5ヶ月より	○	
103	アスクくげぬま北保育園	6	15	15	18	18	7:00～20:00	7:00～18:00	満2ヶ月より	○※	
104	辻堂あいまーる保育園	3	10	11	12	12	7:00～20:00	7:00～18:00	生後5日より	○	

施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
105	わかたけ第2保育園	6	8	10	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	×	
106	グリーンキッズ湘南村岡	8	15	16	17	17	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
107★	湘南台つばみ	6	15	17	22		7:00～19:00	7:00～18:00	満5ヶ月より	×	
108	湘南わちっか保育園	6	18	18	22	22	7:00～19:00	7:00～19:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○	
109	さくらのみ保育園本園	6	10	12	12	12	7:00～18:00(0歳児クラス) 7:00～20:00(1歳児クラス～)	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満4ヶ月より	○	
110	湘南台よつば保育園プラス	6	10	12	12	12	7:30～19:30(18:30～延長保育)	7:30～19:00(18:30～延長保育)	満6ヶ月より	○	
111	ニチャキッズ湘南鶴沼保育園	6	10	12	12	12	7:00～19:00 (18:00～19:00延長保育)	7:00～19:00 (18:00～19:00延長保育)	生後57日より	○※	
112	藤沢ひばりっこ保育園	6	12	18	18	18	7:00～20:00	7:00～18:00 ※0歳児クラス要相談	満6ヶ月より	○	
114	ミラッツ湘南鶴沼保育園	6	14	15	15	15	7:00～19:00	7:00～19:00 ※0歳児は離乳食終了後(完了食に移行してから)。延長保育も同様です。	生後57日より	×	
115	湘南あかね保育園	6	10	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00	満5ヶ月より	○	
116	さっすつ湘南弥勒寺保育園	6	10	12	12	12	7:00～19:00	7:00～19:00	満5ヶ月より	○	
117	善行・学びの保育園	6	10	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
118	藤沢本町豊母保育園	6	10	11	11	11	7:00～20:00	7:00～20:00	生後57日より	×	
119	辻堂ももな保育園	6	10	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から	満5ヶ月より	○	
120	ピノキオ幼児舎藤沢保育園	3	15	15	15	15	7:00～20:00	7:00～20:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○	
121	藤沢クローバー保育園	6	15	17	17	18	7:00～19:00(18:00～延長保育)	7:00～19:00(18:00～延長保育)	生後60日より	×	
122	湘南フロン保育園朝日町園	6	10	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
123	藤沢西保育園	3	10	12	15	15	7:00～19:00	7:00～18:00	生後57日より	○	
124	藤沢よつば保育園プラス	3	10	12	12	12	7:15～19:15(18:15～延長保育)	7:15～18:45(18:15～延長保育)	満6ヶ月より	○※	
125	藤沢湘南台豊母保育園	6	10	11	11	11	7:00～18:00(18:00～延長保育)	7:00～18:00(18:00～延長保育)	生後57日より	○	
126	トレッカーキッズしょうなぐみ保育園	6	8	10	12	12	7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	○※	
127	グライマなみの森保育園辻堂	6	10	11	11	11	7:00～20:00	7:00～19:00	満6ヶ月より	×	

小規模
保育事業

施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
201★	どれみちやいんど保育園	19					7:00～20:00	満1ヶ月より	○		
202★	湘南台よつば保育園	19					7:30～19:30(18:30～延長保育)	満6ヶ月より	×		
203★	保育ルーム フロール	19					7:15～19:30	満4ヶ月より	○		
204★	マシュマロ保育園	19					7:00～20:00	生後57日より	×		
205★	藤沢よつば保育園第一	19					7:20～19:20(18:20～延長保育)	満5ヶ月より	×		
206★	藤沢よつば保育園第二	19					7:20～19:20(18:20～延長保育)	満5ヶ月より	×		
207★	湘南クレヨン保育園	12					7:00～19:00	満6ヶ月より	○		
208★	どれみちやいんどくらぶぞら	19					7:00～20:00	満1ヶ月より	○		
209★	きっずフンメイト保育園	15					7:00～19:00	満5ヶ月より	○		
210★	きっずフンフレンズ保育園	15					7:00～19:00	満5ヶ月より	○		
211★	さくらみ保育園瑞沼橋園	19					7:00～18:00(0歳児クラス) 7:00～19:00(1歳児クラス)	満3ヶ月より	×		
212★	ブライトキッズ大塚保育園	19					7:00～19:00	満5ヶ月より	○		
213★	どれみちやいんどくらぶにじ	19					7:00～20:00	満1ヶ月より	○		
214★	キッズ大陸mini社堂園	19					7:00～19:30	満5ヶ月より	×		
215★	ニチャキッズ本郷沼保保育園	19					7:00～19:00	生後57日より	○		
216★	大塚あにまる保育園	19					7:00～19:00	満6ヶ月より	○		
217★	スクルドエンジェル保育園社堂元町園	19					7:00～19:00	満6ヶ月より	○		
218★	ほとほ藤沢	19					7:00～19:00	満6ヶ月より	×		
219★	フリースキッズ保育園社堂新町園	19					7:00～19:00	生後57日より	○		
220★	フリースキッズ保育園社堂駅前園	19					7:00～19:00	生後57日より	×		
221★	サクラフェリーチェ保育園藤沼桜が岡	19					7:00～19:00	生後57日より	×		
222★	グリーンキッズ湘南ミナパーク	19					7:00～18:00 ※0歳クラスは満1歳から(要相談)	満6ヶ月より	×		

家庭的
保育事業

施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
301★	さくら保育園	5					7:30～18:00	満6ヶ月より	○	申し込み前に必ず事前見学が必要です。	
304★	ちゅうりっぷ保育園	5					8:00～18:00	満6ヶ月より	○	申し込み前に必ず事前見学が必要です。	

認定
こども園
(保育利用)

施設番号	認定こども園	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
501	広田幼稚園				30		7:30～18:30	3歳児クラスより	×		
502	藤沢いずみ幼稚園				20		7:30～18:30	3歳児クラスより	○		

保育コンシェルジュについて

申込ナビを読んだけれどもっと聞きたい、書類の書き方について教えてほしい、引っ越してきたばかりでどんな保育施設があるのかわからない・・・保育施設に関するご相談をコンシェルジュがお伺いします。直接お越しいただくことが難しい方は、電話相談での対応も可能です。完全予約制ですので、ご希望の方は、本冊子の表紙に記載の保育課入園担当までお電話ください。

◆市役所本庁舎

相談受付日 月～金曜日(土日祝日除く)

実施時間 1組1時間(ピーク期間では実施時間を短く設定する場合があります)

場所 市役所本庁舎3階 保育課

◆子育て支援センター

相談受付日・実施時間 次の「二次元コード集」⑤にてご確認ください。

予約開始日 各相談日の翌日から、次回分のみ受付します。

場所 湘南台子育てセンター、辻堂子育てセンター、六会子育てセンター

お子様と一緒にぜひ
お越しください♡



なお、当事業は、状況により予告なく中止や変更をする場合がありますので、ご了承ください。

二次元コード集

①申込書類について



②保育施設の空き状況について(5月以降の入所分)



③保育施設の申し込み状況について(5月以降の入所分)



④4月1次の申込結果について



⑤保育コンシェルジュについて



⑥認可保育施設一覧



⑦特別保育(一時預かり、休日保育、病児・病後児保育)について



⑧認可外保育施設について



⑨幼稚園・幼児教育施設について



⑩ファミリーサポート事業について



⑪市内認可保育施設での医療的ケアが必要なお子様の受入れについて



申込書類を提出する前に確認！

- ・ 締め切りは間に合っていますか？ 提出書類はそろっていますか？
→P8～P10、P13～P15を確認しましょう
- ・ 希望する保育施設は全部漏れなく記入していますか？
→P28～P33を確認しましょう
- ・ 申込書類の書き間違いや未記入部分はありませんか？
→P35～P44を確認しましょう

申込書類の記入例

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書①

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書 令和6年度

藤沢市長 宛 《市使用欄》 ~~□転居 □2人用 □育児R □半日利用 □出産~~
希望園変更: ① 年 月 日 ② 年 月 日 ③ 年 月 日

次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る認定を申請するとともに、児童が保育を受けることを希望し、認可保育施設の利用を申し込みます。

・次の欄について、記入及び□に☑を入れてください。
・申込ナビP35～41の記入例等をご確認ください。

記入日: 2023年 10月 1日

〒 ▲▲▲-▲▲▲ 藤沢市 ▲▲▲-▲▲▲

申請児童

氏名・ふりがな	ふじさわ きゅんすけ	性別	男	年齢	3歳	申請時点での年齢	3歳
氏名・ふりがな	藤沢 きゅん介	性別	男	年齢	1歳	申請時点での年齢	1歳
氏名・ふりがな	ふじさわ きゅんな	性別	女	年齢		申請時点での年齢	
氏名・ふりがな	藤沢 きゅん奈	性別	女	年齢		申請時点での年齢	

2024年4月入所申込の保育希望開始時期

新規で入所申込み
 令和5年度から継続して申込み ※別途令和5年度の申込みが必要 (令和5年度第1希望:)

4月1次入所申込み
 4月2次入所申込み

2024年5月以降保育希望開始時期: 年 月 1日から

保育希望終了時期: 就学前まで
 年 月 日まで

希望保育施設番号・保育施設名	見学の有無・希望理由	希望保育施設番号・保育施設名	理由
第1希望: 001 藤沢保育園	見学 □未 ☑済 希望理由: 自宅に近い	第7希望:	
第2希望: 002 社堂保育園	見学 □未 ☑済 希望理由: 父の職場に近い	第8希望:	
第3希望: 003 鵜沼保育園	見学 □未 ☑済 希望理由: 母の職場に近い		
第4希望:	見学 □未 □済 希望理由:		
第5希望:	見学 □未 □済 希望理由:		

施設番号についてはP28～P33を参照してください

「代表者」欄にご記入いただいた方へ、原則、審査の結果通知や入所後の案内書類などをお送りいたします。ご家庭で検討していただいた上でご記入ください。

代表者	続柄	氏名・ふりがな	生年月日	マイナンバー	年齢	同居・別居	勤務先・就学先・在園名
代表者	☑父	ふじさわ きゅんいちろう	1990年 1月 1日	*****	33歳	同居 ☑別居	株式会社☆ ▼▼営業所
	□母	藤沢 きゅん一郎					
世帯の同一生計又は同居家族	□父	ふじさわ きゅんこ				☑同居 □別居	◆◆信用金庫 ○○支店
	☑母	藤沢 きゅんこ			33歳	☑同居 □別居	■●小学校
	兄	ふじさわ きゅん			8歳	☑同居 □別居	レストラン◇◇
	祖父	くげま ふじみ			63歳	☑同居 □別居	なし
祖母	くげま ふじみ				☑同居 □別居		

同居家族は全員分記入してください。同一生計家族は、同居・別居にかかわらず記入してください。
※次のような場合も記入が必要です。
・単身赴任中・留学中などにより別居している場合
・同居しているが、住民票上別世帯で登録している場合

上記申込児童・代表者・同居家族がいる場合は、全員記入してください。

交付を受けている方の氏名: 鵜沼 ふじ美

《市使用欄》
① ② ③ ④ P5～R6希望園変更
 R5～R6点数変更
 R6～R6()

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書③

3. 保育の必要性事由①

父	母	具体的内容
<input checked="" type="checkbox"/> 就労・就労内定	<input checked="" type="checkbox"/> 就労・就労内定	➡ 下記①就労・内定を記入してください
<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動	➡ 下記②求職活動を記入してください
<input type="checkbox"/> 就学		➡ 下記③就学を記入してください
<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	➡ 下記④疾病・障がいを記入してください
<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護	➡ 下記⑤介護・看護を記入してください
<input type="checkbox"/> 出産	<input type="checkbox"/> 出産	➡ 下記⑥出産・出産予定を記入してください
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	➡ ()

父母の状況に基づいて記入してください(複数選択可)

4. 保育の必要性事由②

	父	母
①就労・内定	就労先 名称: 住所:	就労先 名称: 住所:
	就労開始(予定)時期 <input type="checkbox"/> 年 月 日 から (<input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 就労予定) <input type="checkbox"/> 保育施設に入所でき次第直ちに就労開始	就労開始(予定)時期 <input type="checkbox"/> 年 月 日 から (<input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 就労予定) <input type="checkbox"/> 保育施設に入所でき次第直ちに就労開始
	育児休業の取得(予定)時期 年 月 日 ~ 年 月 日	育児休業の取得(予定)時期 年 月 日 ~ 年 月 日
②求職活動	審査の結果入所できなかった場合の、求職活動の予定について <input type="checkbox"/> 入所が決まり次第、新たに開始する <input type="checkbox"/> 求職活動又は起業準備を一時的に休止し、入所が決まり次第再開する <input type="checkbox"/> 求職活動又は起業準備を継続する <input type="checkbox"/> 求職活動又は起業準備を取りやめる	審査の結果入所できなかった場合の、求職活動の予定について <input type="checkbox"/> 入所が決まり次第、新たに開始する <input type="checkbox"/> 求職活動又は起業準備を一時的に休止し、入所が決まり次第再開する <input type="checkbox"/> 求職活動又は起業準備を継続する <input type="checkbox"/> 求職活動又は起業準備を取りやめる
③就学	就学先 名称: 住所:	就学先 名称: 住所:
	就学期間(予定) 年 月 日 ~ 年 月 日	就学期間(予定) 年 月 日 ~ 年 月 日
④疾病・障がい	病名・障がい名	病名・障がい名
⑤介護・看護	被介護(看護)者 氏名 介護(看護)者との続柄()	被介護(看護)者 氏名 介護(看護)者との続柄()
⑥出産・出産予定	出産予定日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 産後期間終了後、直ちに復職又は就労を開始する → 就労要件に該当します。①の記入と、就労を証明する書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 復職・就労開始しない(育児休業を取得する場合も含む) → 出産要件に該当します。産後期間終了後退園となります。
	出産場所	

3. 保育の必要性事由① にて記入した内容に基づいて記入してください

就労証明書を参考に、就労開始時期及び育児休業期間を記入してください

5. 入所がかなわなかった場合の児童の保育状況について

保護者が自宅で保育する ➡ 育児休業を延長する 就労等をしながら休暇を取り保育する

児童を就労(就学)先へ連れて保育する ➡ 父が連れていく 母が連れていく その他()

父母以外の親族が保育する ➡ 保育者氏名() 続柄() 場所()

認可保育施設以外の施設を利用する ➡ 施設名(予定)()

求職活動中の方 ➡ 4. 保育の必要性事由(2)の②を記入してください

(転園申請、又は転入予定の方)現在利用している認可保育施設を継続利用する

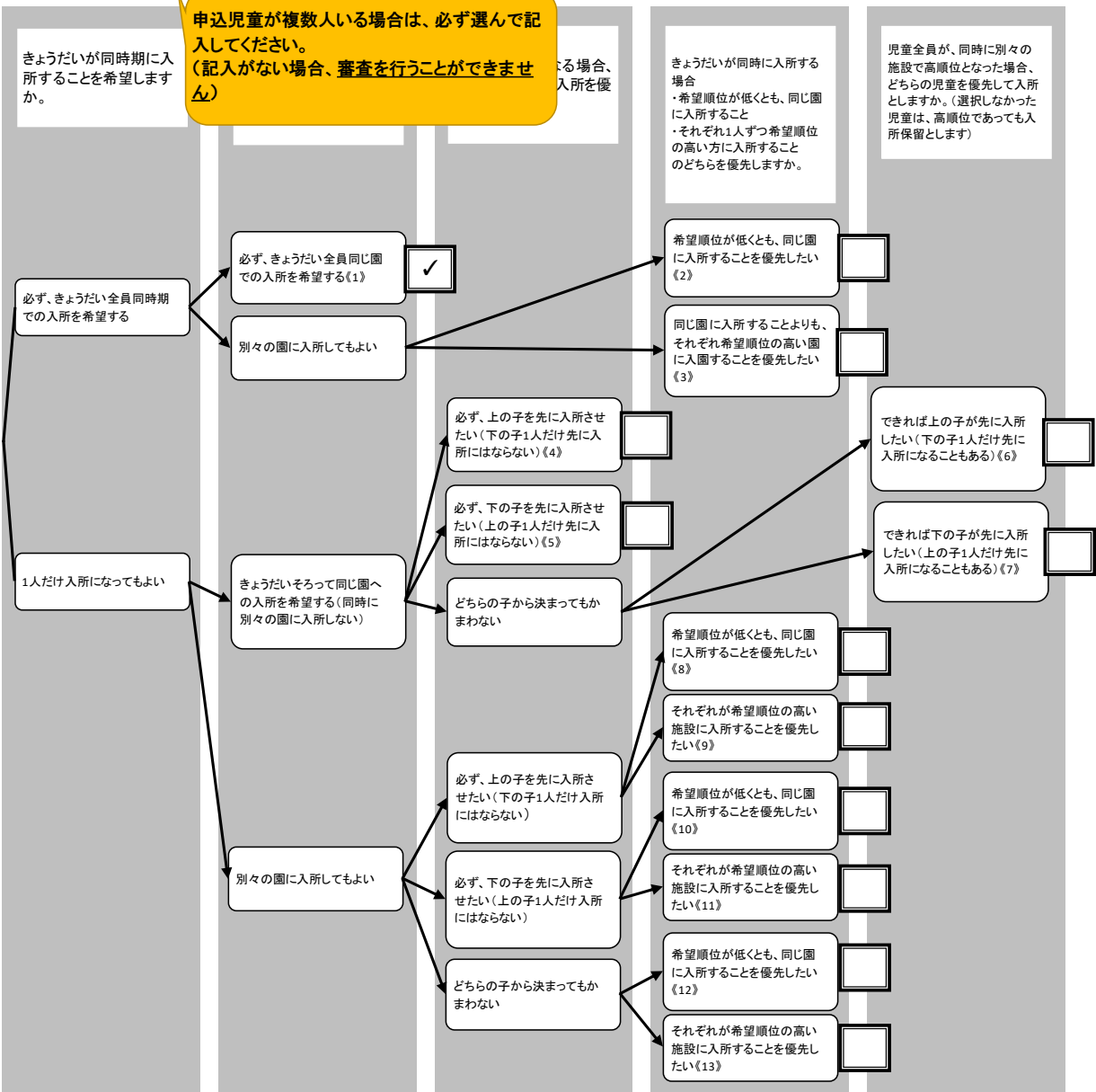
その他()

申込児童が1人であれば、ここで申込書の記入は終わりです。

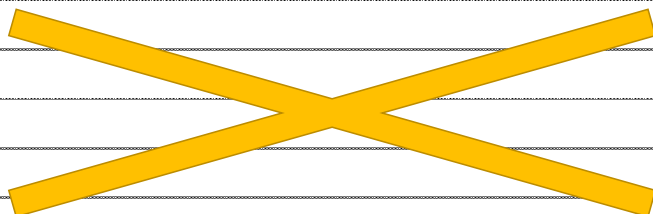
申込児童が複数人いる(きょうだいで申し込む)場合は、必ず次ページを記入してください。

申込児童が2人以上いる場合は、必ず裏面のきょうだい申込条件を必ずご記入ください

6. きょうだいの申込み条件(次のフローに従って条件を絞り込み、希望したいもの1つの に✓を記入してください)



《市使用欄》



保育施設利用申込みの児童調査書①

保育施設利用申込みの児童調査書

記入日： **2023** 年 **10** 月 **1** 日

お子さまの健康状態についてお尋ねします。各問いについては□にチェックを、内容等についてはご記入ください。
※調査書の内容は、お子さまを安全に保育するため保育施設に情報を提供いたします。

ふりがな 児童名	ふじさわ きゅんすけ 藤沢 きゅん介	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 · 女	生年月日	2021 年 7 月 1 日
-------------	-------------------------------------	----	--	------	-------------------------------------

持病やアレルギーなどで保育施設での特別な対応を必要とする場合は、必ず申込み前に希望保育施設へ相談・見学をしてください。

1. 出生時の状況および発育の具合についてお聞かせください。

【出生時】

出生歴 (第 **2** 子) 分娩 (正常 · 異常) 在胎週 (**40** 週)
出生時の体重 (**3000** ㌦) 出生時の身長 (**50** ㌦)

【現在】

現在の体重 (**12** ㌦) 身長 (**85** ㌦) 計測日 **2023** 年 **9** 月 **15** 日

2. 健康診査や予防接種についてお聞かせください。

(1) これまで受診した乳幼児健康診査に○をつけてください。

【 4か月児 / 9・10か月児 / 1歳6か月児 / 3歳6か月児 】

(2) 定期予防接種を受けていますか。接種済みのものを教えてください。

B型肝炎 ヒブ 小児用肺炎球菌 4種混合 BCG □タ
 麻疹・風疹 (MR) 水痘 (みずぼうそう) 日本脳炎 その他 ()
●対象月齢に達しているにもかかわらず接種歴が無い場合 → 今後受ける予定が (有・無)

※対象月齢に達しているにも関わらず受けていないものがある場合、入園前に保育園から受診を指示されることがあります。

3. 発達・発育についてお聞かせください。

(1) 現在、発達・発育に関して相談したり、指導を受けたりしていますか。

無

有 (下の項目に回答してください)

相談をしている又は指導を受けている施設名	() 年・月・週 に () 回
施設利用内容 (発達相談に行っている、療育プログラムを受けている など)	
保育園 (集団生活) 中での特別な対応	<input type="checkbox"/> 必要はない <input checked="" type="checkbox"/> 必要である

対応を希望する場合は、必ず「児童状況票」のご提出をお願いいたします。

「必要である」にチェックした方は、希望する保育施設へ事前見学・事前相談の上、別紙「児童状況票」(市ホームページに掲載)のご記入・ご提出をお願いいたします。

(2) お子様のご状況についてお聞かせください。

- いつ頃、歩き始めましたか (**12** ヶ月頃) ※歩き始めがまだの場合どんなこと () ですか () (首すわり お座り ハイハイ つかまり立ち) ()
- 手足をよく動かしたり、物を見つめたりしますか。 はい いいえ ()
- あやすと笑いますか。 はい いいえ ()
- 音に反応したり、声がる方を向いたりしますか。 はい いいえ ()
- 物をつかむことはできますか。 はい いいえ ()
- 名前を呼ぶと反応がありますか。 はい いいえ ()
- まねっこ (動作や言葉をまねる、ばいばい等) しますか。 はい いいえ ()
- つかまり立ちをしますか。 はい () ヶ月頃 いいえ ()
- 大人の言うことがわかりますか。 はい いいえ ()
- 会話はできますか。 はい いいえ (簡単な言葉のみであれば会話が出来ます。) ()
- 発音ははっきりしていますか。 はい いいえ ()
- 自分の物と他人の物の区別ができますか。 はい いいえ ()
- 体重は増加していますか。 はい いいえ ()

完全にはできていなくとも一部はできている、などの場合は、()にその程度を記入してください。

保育施設利用申込みの児童調査書②

4. アレルギーや、園での食事対応についてお聞かせください。

- (1) 食物アレルギー・その他のアレルギーはありますか。(宗教上の理由で摂取ができない場合もご記入ください)
- 無
- 不明 ⇒ 卵 牛乳 大豆 小麦 そば その他 ()
- 有 ⇒ 卵 牛乳 大豆 小麦 そば その他 ()

(2) アレルギー「有」と回答した方にお伺いします。 ※ ご希望に沿えない場合がありますので、必ず事前に保育施設にご確認ください

- 医師の診断に基づいていますか。
 - 基づいている 基づいていない
 - 摂取(接触)したときのアレルギー症状はどのようなものですか。

主に顔に発疹がでる。
 - これまでにアナフィラキシーショックを起こしたことがありますか。
 - はい(時期:) いいえ
 - エビペンはお持ちですか
 - 持っている 持っていない
 - 入所後、保育施設の状況により、必要に応じてご家庭でアレルギー対応のお弁当を登園の際に毎回持参することは可能ですか
 - 可能 不可能 その他 ()
 - 保育園で食事をとる際などに、除去等の特別な対応を必要としますか。
 - 対応が必要→下記をご記入ください。 対応は不要
- ↳ 希望する除去内容について、具体的な内容をご記入ください(卵の場合、全卵除去・白身のみ除去) (摂取可能な量や除去の程度、調味料除去の必要があるかなども含めてご記入ください。)

かかりつけの病院からどのような指示を得ているのか、家庭ではどの程度除去を行っているのかを記入してください。(調味料や混入程度であれば許容できるのか)

1日あたり全卵2分の1までの摂取制限を受けているので、超える場合は除去を希望します。調味料については通常どおりで大丈夫です。

➡ **除去内容について対応が可能であるか、申込み前に希望する保育施設へ必ずご確認ください。**

5. その他の大きな病気や慢性的な病気などについてお聞かせください。

- (1) 大きな病気や慢性的な病気などで通院や治療を受けている、または入院歴はありますか。
- 無
- 有 ⇒ **2023** 年 **9** 月 **5** 日から 入院・通院中 服薬中 経過観察中

- (2) 大きな病気や慢性的な病気、入院歴「有」と回答した方にお伺いします。
- 病名 (**急性中耳炎**) 病院名 (**△△クリニック**)
 - 症状 (**耳の痛み**)
 - 入院 年 月 日から 年 月 日まで
 - 通院 週 (**1**) 回 月 () 回
 - 服薬 飲み薬 塗り薬 その他 名称 (**★★★★**)
 - 上記に対し、保育園を利用するうえで、特別な配慮や対応を必要としますか。
 - 対応が必要 対応は不要
- 対応が必要な場合は、具体的な内容をご記入ください。

具体的な対応が必要な場合は、何をどの程度、どのような頻度で対応を希望しているのかを記入してください。また、ご記入いただいた場合も、内容によっては保育施設が対応できない場合もあります。必ず保育施設へ事前見学・事前相談をしてください。

➡ **申込み前に、希望する保育施設へ事前見学・事前相談をしてください。**

※ 原則として、保育施設での投薬行為等はできません。

6. 入所後の集団生活等にあたり、健康状態でご心配などありましたらご記入ください。

-

これまでの内容を含め、ご心配な点がありましたらご記入ください。内定後、入所前面談などにおいて保育施設の方に具体的にご相談ください。

次の項目についてご了承の上、口にチェックをお願いいたします。

- 児童の健康や発達の状況により、特別な配慮が必要な場合は、保育課から保育施設に行く場合があります。
- 保育施設の状況によっては、児童を受け入れできない場合があります。
- 本書をご提出をいただいた後、大きな病気等が見つかった等、児童の状況に変化があった場合は、ご連絡ください。
- 上記の事項が事実と異なった場合は、内定および入所を取り消すことがあります。

←の全ての項目に☑を入れてください。可能かの確認を。その後、↓の署名欄に署名をしてください。

※詳しい状況を確認するため、母子手帳や児童状況票等のご提示をお願いすることがあります

保護者署名

藤沢 きゅん一郎

令和6年度保育施設利用申込受理通知

令和6年度保育施設利用申込受理通知

裏面あり

「保護者記入欄」をご記入ください。なお、申込み受付後に保育課より本通知を保護者に返送することにより、控えの発行といたします。
 ・記入・提出がない場合（郵送申込は返信用封筒の提出がない場合も含む）、本通知の保護者控えの発行・返送はできません。
 ・受付後、提出書類の返還やコピーの交付を行うことはできません。
 ・郵送申込に関する到着確認の問い合わせは、原則受付できません。

保護者記入欄

藤沢市長 宛 次の児童について、認可保育施設申込書類を提出します。

保育の開始希望時期	2024年 4月 1日 ※申請書のとおり			收受印
保護者(代表者)氏名	藤沢 きゅん一郎 (児童との続柄: 父)			
児童氏名	生年月日	第一希望保育施設		
藤沢 きゅん介	2020年 7月 1日	藤沢保育園 (第2希望以下は申請書のとおり)		
藤沢 きゅん奈	2022年 5月 2日	藤沢保		
	年 月 日			

全ての欄をご記入ください。
 なお、收受後の全ての申込書類について、コピー等のお渡しはできません。
 この申込受理通知のコピーを保護者の方へお渡しすることが、申込の控えになります。
 申込内容をすべて控えたい場合は、必ずご自身で申込書類全てのコピーを申込前におとりください。

市使用欄

年月	案内用紙交付	済	再提出票交付	済・なし	提出状況
	収受	不足	要再提出	追加提出・再提出日	

保護者様 次のとおり、申込書類を収受しましたので、申込控えとして通知します。

教育・保育給付の支給認定申請書兼保育施設利用申込書				／
保育施設利用申込みの児童調査書				／
誓約書				／
代表者の本人確認書類(写真付き)				／
マイナンバー確認書類(家族全員分)				／
返信用封筒(郵送申請)				／
保育の必要性事由を証明する書類 1 就労証明書 2 () 3 収入 4	父親			／
	母親			／
	その他続柄[]			／
	その他続柄[]			／
父親				／
母親				／
※2023年1月2日以降に藤沢市に令和5年度住民税所得・課税証明				／
※2024年1月2日以降に藤沢市に令和6年度住民税所得・課税証明				／
児童本人の保育証明書				／
きょうだいの保育証明書				／
戸籍謄本の写し(全部事項証明)				／
保育園(幼稚園)等の就労に關				／
保育士証又は幼稚園教諭講習				／
転入に関する申立書				／
転居の詳細がわかる書類				／
その他()				／

市使用欄には何も記入しないでください。

裏面の「誓約書」も必ず記入してください。
 全ての口にチェックを入れ、下部に保護者の署名をしてください。

裏面もご記入ください

※要再提出の場合は、その帳票について

※受付後、申込み要件に満たないことが発覚した時点で審査対象外となる場合があります。

申込書類チェックリスト

- 就労先から申込書類のコピーの提出を求められていますか？(求められている場合、必ず提出前にご自身でコピーをとってください。提出後の書類について、こちらでコピーを取ることはできません)
- 返信用封筒のご用意はお済みですか？(4月1次申込以外かつ窓口申込の場合のみ、提出は不要です)



★のついている書類は、申込みにあたり必ず必要です。
不足している、又は未記入個所により審査ができない場合、申込書類全てを保護者に返却します。
返却により、希望月の申込締切日を経過して再提出があった場合、次回審査からの取り扱いとなりますのでご注意ください！

★ 本人確認書類・マイナンバー確認書類(窓口申込みの場合は、台紙に貼り付けせずに原本提示でも可) ★

- 代表者の本人確認書類のコピーを「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」の「1 本人確認書類」の欄に貼り付けしていますか？
- 最新の住所・氏名を確認できるようになっていますか？
- ご家族全員のマイナンバー確認書類を「2 マイナンバー確認書類」の欄に貼り付けしていますか？

★ 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書 ★

◆表面

- 申請児童全員の氏名・性別・生年月日・マイナンバー・年齢・児童の状況のすべてを記入していますか？
- 保育希望開始・終了時期について記入をしていますか？(5月以降入所申込みの場合は特にご注意ください)
- 希望する保育施設の施設番号・施設名は、P28～33に記載しているとおりに(正式名称で)記入していますか？(一部似た名称の保育施設がありますので、もう一度ご確認ください)
- 「世帯の状況」に同一生計の家族全員の氏名等を全員分記入していますか？(単身赴任や留学中の場合も記入が必要です)
- 家族(児童本人含む)で障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている方の氏名は所定の欄に記入していますか？

<児童が生後6か月未満の場合>

- 受け入れ可能月齢を満たした保育施設を希望していますか？

◆その他

- 「1. 確認事項」の 部分(①～⑩、⑬)について、すべてチェックを記入していますか？
- 「2. 祖父母の状況」「3. 保育の必要性事由(①)」「4. 保育の必要性事由(②)」「5. 入所がかなわなかった場合の児童の保育状況について」のすべてにもれなく記入をしていますか？

<父母のうちどちらかが育児休業中の場合>

- 「1. 確認事項」の⑩⑭に回答していますか？

<父母のうちどちらかが不在の場合>

- 「1. 確認事項」の⑪⑫に回答していますか？

<申請児童が2人以上の場合>

- 「6. きょうだいの申込み条件」について、希望どおりの項目にチェックを記入していますか？

★ 誓約書・保育施設利用申込受理通知 ★

◆誓約書

- 世帯の状況にかかわらず、すべての欄にチェックを記入していますか？
- 保護者署名欄への署名はお済みですか？

◆保育施設利用申込受理通知

- 保育の開始希望時期、保護者(代表者)氏名、第一希望保育施設は、全て①教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書と同じ内容を記入していますか？

★ **保育施設利用申込みの児童調査書** ★

- すべての項目のあてはまるものにチェックなどを記入していますか？
- 末尾の確認事項でのチェックの記入および署名欄への署名はお済みですか？

＜発達・保育について園での特別な対応を希望する場合＞

- 希望する保育施設での相談や見学などはお済みですか？
- 児童状況票のご用意はお済みですか？

＜アレルギー対応が必要な場合＞

- 除去対応が可能かどうか、希望する保育施設に確認していますか？
- 摂取してもよい程度やお弁当持参の可否、食事の除去対応希望などについて、詳しく記入していますか？

＜その他の持病などにより保育施設での特別な対応を希望する場合＞

- 希望する保育施設への相談や見学はお済みですか？

★ **保育の必要性事由を証明する書類**

◆ **就労証明書** (修正テープを含め、修正を行う場合は、必ず社印又は雇用主の印による訂正印が必要です)

- 項目1の本人氏名・本人住所は正しい内容が記入されていますか？
- 項目1から裏面の「保護者記載欄」まで全て記入されていますか？(就労時間や就労期間が不明な場合、書類不備の扱いとなります。)
- 産前産後休暇中の方については、項目12は記入されていますか？育児休業を取得予定の場合は、項目13は記入されていますか？
- (育児休業取得中の方) 「取得中」にチェックがあり、「期間」が記入されていますか？
- (育児休業取得中の方) 「入所が内定した場合の育児休業の短縮可否」について、「可」にチェックが入っていますか？(「否」に入っている場合、審査ができない場合や、点数が低い状態で審査となる場合があります。)
- (単身赴任中の方) 裏面の項目18「就労状況・予定②」の「単身赴任」の項目に記入がありますか？
- 裏面「保護者記載欄」の記入はお済みですか？

＜会社勤めでない方(自営業・専従者など)＞

- 就労状況説明書のご用意はお済みですか？
- 令和4年分(又は令和5年分)確定申告書(第一表)の写し又は控えのご用意はお済みですか？用意ができない場合、就労状況説明書でその申し出をしていますか？

＜会社役員・代表取締役の方で、就労証明書の発行責任者が保護者自身になっている場合＞

- 商業登記簿謄本のコピーのご用意はお済みですか？

◆ **診断書**

- 本市指定の様式をご使用いただいていますか？(異なる書式でご提出いただいた場合、内容によっては審査の点数をつけることができない場合があります)
- 項目1～6について漏れなく記入されていますか？
- 項目7又は8について記入されていますか？(入所の際、保育の必要性認定を判断するもとなります)
- 項目9について、I～IVのいずれかに○がついていますか？(記入がない場合、審査ができません)
- 証明年月日、医療機関名、所在地、担当医師名について記入があり、医師の印はありますか？
- 保護者記入欄に記入をしていますか？

◆ **介護(看護)状況申告書**

- 二重線で囲まれている部分について、すべて記入はお済みですか？
- 被介護(看護)者の各種手帳又は診断書などは添付していますか？

★ **切手の貼ってある返信用封筒**

- 封筒の表面に返信先の住所、氏名は記入していますか？(国外は不可)
- 控えを郵送するために必要な金額の切手を貼っていますか？(25グラム以内の書類を返信しますので、定形郵便サイズの封筒の場合は84円分をご用意ください。金額が不足している場合、控えの送付等はいりません)

★ **保育証明書**

- 保護者住所、保護者氏名、児童名・生年月日、保育開始日、保育状況、保育料について全て記入されていますか？
- 証明年月日は保育開始日より後の日付になっていますか？
- 預けている保育施設の種別についてチェックが記入されていますか？(種別により、審査の点数が変わります)
- 保育受託者の住所及び電話番号、氏名又は施設名及び責任者の欄に記入の上、押印はされていますか？
- 保護者記入欄に記入をしていますか？

★ **転入に関する申立書**

- 児童氏名・生年月日、保護者氏名、転入先住所は記入していますか？
- 転入予定日は入所希望月の前月までの日になっていますか？
- 誓約欄にすべて記入していますか？

＜藤沢市民の方と同居予定の場合＞


- 同居開始日、申立人住所、申立人氏名、児童との関係のすべてを記入していますか？

★ **転入先の詳細を確認できる書類**

- 転入先の不動産管理会社や仲介業者など、第三者により発行された書類ですか？
- 確実に藤沢市内の住居に入居することが確認できる内容ですか？(例えば、賃貸の申込書や、仮契約書などの、賃貸や売買の契約が成立していない状態の書類はご使用いただけません)
- 発行元、入居者、確定した入居日(引渡し日・契約期間)、住居の所在地が記載されていますか？

★ **保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書**

- 保護者記入欄の太枠部分はすべて記入していますか？
- 1の項目に同意の上、2の(1)と(2)のすべてに記入していますか？
- 就労先証明欄の太枠部分はすべて記入していますか？



よい保育施設の選び方十か条

- 一 まずは情報収集を**
市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう
- 二 事前に見学を**
決める前に必ず施設を見学しましょう
- 三 見た目だけで決めないで**
キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれいな、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう
- 四 部屋の中まで入って見て**
見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう
- 五 子どもたちの様子を見て**
子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう
- 六 保育する人の様子を見て**
保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう
- 七 施設の様子を見て**
赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
陽あたりや風とおしがいかが、また、清潔か、見てみましょう
災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう
- 八 保育の方針を聞いて**
園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう
- 九 預けはじめてからもチェックを**
預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう
- 十 不満や疑問は率直に**
不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょう

出典：神奈川県ホームページ「よい保育施設の選び方 十か条」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f533907/>